

第 5 次 栗山町障がい者福祉計画

～ “共に生きる” 地域社会づくりを目指して ～

平成 3 0 年 3 月

栗 山 町

— 目 次 —

第1章	計画の基本的考え方.....	P 1
1	計画の目的	
2	関連制度等の変遷	
3	計画の位置付け・期間	
第2章	栗山町の障がい者の現状.....	P 5
1	栗山町の人口推計	
2	身体障がい者の現状	
3	知的障がい者の現状	
4	精神障がい者の現状	
5	難病（特定疾患）患者の現状	
6	障害支援区分認定の現状	
第3章	計画推進の理念・目標.....	P 1 2
1	計画の基本理念	
2	施策推進の基本目標	
3	計画の施策体系	
第4章	障がい者福祉施策の展開.....	P 1 4
1	地域支援体制の充実	
2	自立と社会参加の推進	
3	共生の地域社会づくり	
4	療育・教育の充実	
第5章	障がい福祉サービス等の展開.....	P 2 2
1	指定障がい福祉サービス	
2	地域生活支援事業	
第6章	児童通所サービスの展開.....	P 3 2

参考資料

資料1	計画策定組織及び策定経過について.....	P 3 4
資料2	難病（特定疾患）の用語解説.....	P 3 6
資料3	身体障害者障害程度等級表.....	P 4 0
資料4	第4次障がい者福祉計画の施策実施状況等について.....	P 4 2

第1章 計画の基本的考え方

※『障害』と『障がい』の表記について

本計画では、『害』という漢字のイメージが不快感を与えることに配慮し、法律、団体名、固有
名詞等を除き、可能な限り『障がい』という表記を用いています。

1 計画の目的

この計画は、障がいのある方が、住み慣れた地域で安心と生きがいをもって暮らすことのできる“共に生きる”地域社会づくりを目指し、自立した地域生活の支援や、就労支援を含めた社会参加機会の充実、権利擁護の推進など、「北海道障がい者条例（※1）」等に基づく本町の障がい者福祉施策の展開を明らかにするとともに、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（通称：障害者総合支援法）」及び「児童福祉法」に基づく各福祉サービスの提供体制の確保・充実を図るために策定するものです。

※1 北海道障がい者条例の概要（3つの柱）

「障がいのある人が当たり前で暮らせる地域は、誰にとっても暮らしやすい地域である。」
という考え方のもと、道民とともに地域づくりを進める。

①障がい者の暮らし やすい地域づくり

- ・相談支援体制の充実
- ・必要な支援につなぐ
ネットワーク など

②地域で生き生きと 暮らせるよう、働く 障がい者を応援

- ・福祉的就労への支援
- ・一般就労の推進 など

③障がい者の権利擁護 の推進

- ・虐待や差別の禁止
- ・合理的配慮の提供
など

2 関連制度等の変遷

本町では、平成14（2002）年12月に「第1次栗山町障がい者福祉計画」策定して以来、今日まで4期（計16年）にわたる計画を策定し、障がいのある方が、住み慣れた地域で安心と生きがいをもって暮らすことのできる“共に生きる”地域社会づくりを目指し、様々な施策・事業を展開してきました。

その間、障がい者福祉に関する法制度は大きな転換期を迎え、平成15（2003）年4月には、従来の「措置制度」から「支援費制度」へと変わり、障がい者の自己決定に基づくサービスの利用が可能となり、平成18（2006）年4月には「障害者自立支援法」が施行され、障がいの種別にかかわらずサービスを利用するための仕組みが一元化され、契約に基づく福祉サービスの

利用が一層促進されるとともに、障がいの状態を示す全国共通の尺度として「障害程度区分」が導入され、支給決定のプロセスの明確化・透明化が図られました。同時に、各市町村ごとに、各年度に必要な福祉サービスの支給見込量と、それを確保するための方策を定める「障がい福祉計画」の策定が義務付けられました。

さらに、平成25（2013）年4月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（通称：障害者総合支援法）」が施行され、従来の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がい者を含む）に加え、一定の難病患者（平成29年度現在：358疾病）が支援対象として拡大されたほか、障がい者の高齢化・重度化等に対応する居住・訪問サービスの充実や、地域生活支援事業の追加など、制度の谷間のない支援の提供や、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備が進められています。

なお、この間、障がい者の権利擁護の推進も図られ、平成24（2012）年10月の、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（通称：障害者虐待防止法）」の施行に続き、平成28（2016）年4月には、国連の「障害者の権利に関する条約」の批准に係る法整備の一環として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（通称：障害者差別解消法）」が施行されました。

【近年の主な制度整備の動向】

年 次	国・道の制度	主な内容
平成18（2006）年4月	障害者自立支援法の施行	障がい種別ごとに異なっていたサービス体系の一元化や、障害程度区分、サービス量に応じた利用者負担の仕組みが導入された。
平成22（2010）年4月	北海道障がい者条例の施行	・障がい者の暮らしやすい地域づくり ・障がい者の就労支援の充実 ・障がい者の権利擁護の推進 を3つの柱とし、共生社会の実現を目指す条例が施行された。
平成23（2011）年8月	障害者基本法の改正	地域社会における共生の実現、雇用の促進、障がい者への合理的配慮の提供などの方向性が示された。
平成24（2012）年4月	児童福祉法の改正	児童通所支援の実施主体を市町村とし、児童発達支援、放課後等デイサービスなどのサービスが創設された。
平成24（2012）年10月	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）の施行	障がい者虐待の定義を①身体的虐待、②放棄・放置、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つとし、早期発見の努力義務と、通報義務などが定められた。

年次	国・道の制度	主な内容
平成25（2013）年4月	障害者総合支援法の施行	障がい福祉サービスの対象に難病患者が含まれる。居住・訪問サービスの充実や地域生活支援事業体系の整備が進められた。
平成28（2016）年4月	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の施行	障がいを理由とする不当な差別的な取り扱いの禁止と、障がい特性に応じた合理的配慮の提供が定められた。
	障害者雇用促進法の改正	雇用分野における、合理的配慮の提供義務を定めるとともに、精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加えた。
平成28（2016）年5月	成年後見制度利用促進法の施行	知的障がいその他の精神上の障がいのある方の成年後見制度利用を促進するための方針が定められた。
平成30（2018）年4月	障害者総合支援法及び児童福祉法の改正（予定）	障がい者の「生活」と「就労」に係る支援を充実するためのサービス新設、障がい児支援の拡充が進められる。

3 計画の位置付け・期間

この計画は、次の各法律に基づく施策・事業を総合的に推進する観点から、一体的に策定するものであり、本町の最上位計画である「栗山町第6次総合計画」における、障がい者福祉分野の部門計画として、町の福祉政策との整合性を確保するとともに、高齢者福祉や児童福祉、保健分野等の諸計画との整合性にも留意しながら策定するものです。

	計画名称	根拠法令（※2）	計画期間
一体的な策定	第5次 栗山町障がい者福祉計画	障害者基本法第11条第3項 （市町村障害者基本計画）	6年 （平成30～35年） ※中間年に見直し
	第5次 栗山町障がい福祉計画	障害者総合支援法第88条 （市町村障害福祉計画）	3年 （平成30～32年）
	第1次 栗山町障がい児福祉計画	児童福祉法第33条の20 （市町村障害児福祉計画）	3年 （平成30～32年）

計画期間は、中長期的な視点に立った施策・事業を推進する観点から、「障害者基本法」に基づく基本計画である「第5次栗山町障がい者福祉計画」については6年とし、中間年（平成32年度）に国の制度改正等の動向を踏まえて見直しを行うこととします。

「第5次栗山町障がい福祉計画」及び「第1次栗山町障がい児福祉計画」については、従来の計画と同様に3年間を期間として策定するものです。

また、計画の進捗管理（取組状況の検証）については、栗山町障がい者自立支援協議会において毎年度、一回実施するものとします。

計画名	計画期間【年度】																		
	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
障がい者福祉計画 (障がい福祉施策の基本計画)	H14～ 第1次			第2次				第3次			第4次			第5次（6年間）					
障がい福祉計画 (障がい福祉サービスの実施計画)			第1次					第3次			第4次			第5次 （3年間）			（第6次）		
障がい児福祉計画 (障がい児通所支援の実施計画)														第1次 （3年間）			（第2次）		

※2 根拠法令の抜粋（引用文は原文通りの表記）

障害者基本法第11条第3項（障害者基本計画等）

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

障害者総合支援法第88条（市町村障害福祉計画）

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

児童福祉法第33条の20（市町村障害児福祉計画）

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

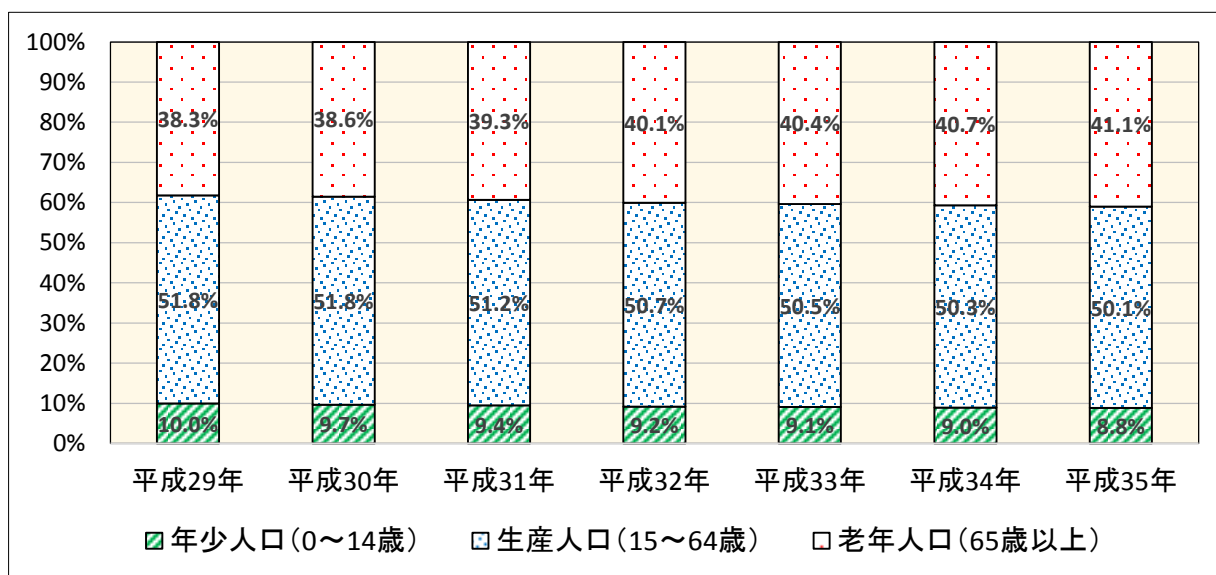
第2章 栗山町の障がい者の現状

1 栗山町の人口推計

栗山町の人口は、平成29年10月1日現在で、12,098人となっており、本計画期間の最終年である平成35年には、約1,000人減の11,113人となる見込みです。平成32年には、高齢化率が40%を超える見込みとなりますが、平成33年度以降には、これまで増加してきた65歳以上の人口も減少に転じるなど、本格的な人口減少の段階に入ることが予測されます。

年齢階層別人口推計（国立社会保障・人口問題研究所公表データを活用し推計） ※各10月1日現在

	年少人口 (0～14歳)	生産人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳～)	総数	高齢化率
平成29年	1,206	6,264	4,628	12,098	38.3%
平成30年	1,161	6,208	4,626	11,995	38.6%
平成31年	1,117	6,060	4,649	11,826	39.3%
平成32年	1,073	5,911	4,673	11,657	40.1%
平成33年	1,043	5,797	4,636	11,476	40.4%
平成34年	1,012	5,683	4,599	11,294	40.7%
平成35年	982	5,569	4,562	11,113	41.1%



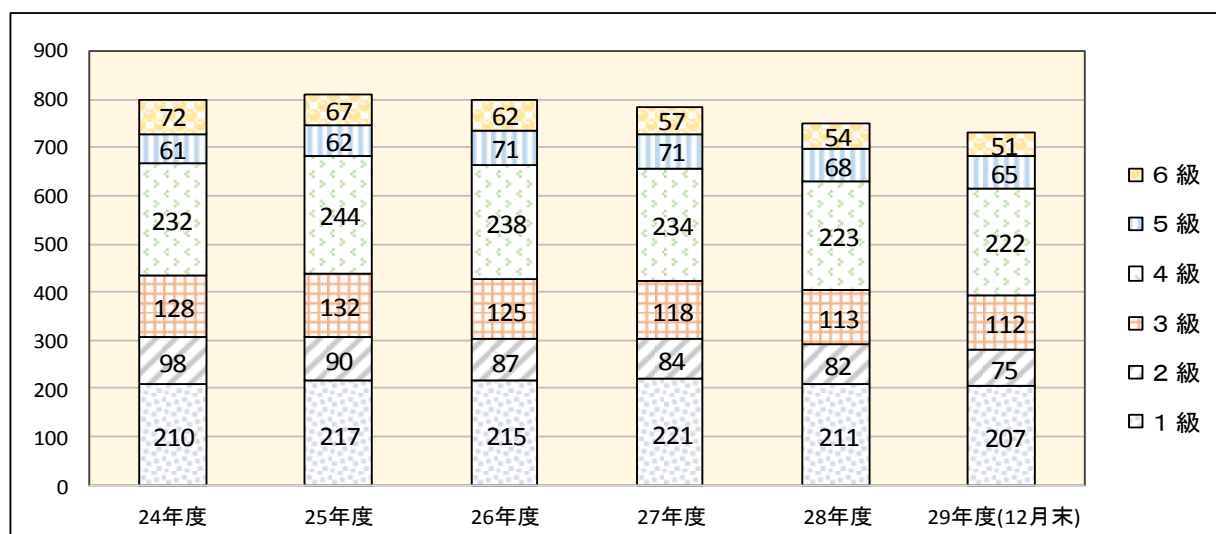
2 身体障がい者の現状

身体障害者手帳が交付されている人数は、平成 29 年 12 月末現在で、732 人となっており、平成 24 年度末から 69 人、約 8.6%の減少となっています。障がい別では、肢体不自由が最も多くを占めますが、死亡などの要因により減少傾向にあります。その他の障がいも人口減少と比例して減少している状況ですが、内部障がい（心臓機能障がい、腎臓機能障がい等）については、過去から見ると微増の傾向となっています。

身体障がい者数の推移(級別)

(各年度末現在、単位：人)

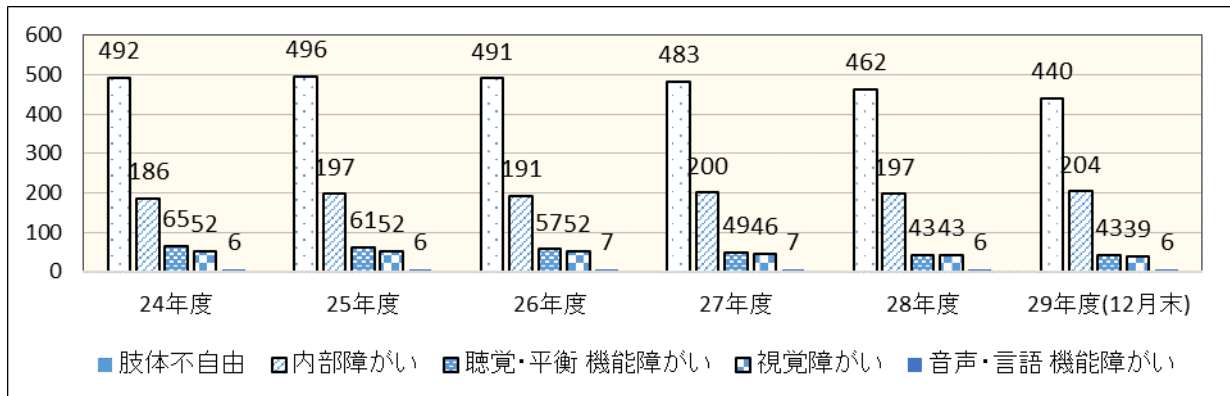
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	総 数
平成 24 年度	210	98	128	232	61	72	801
平成 25 年度	217	90	132	244	62	67	812
平成 26 年度	215	87	125	238	71	62	798
平成 27 年度	221	84	118	234	71	57	785
平成 28 年度	211	82	113	223	68	54	751
平成 29 年度(12 月末)	207	75	112	222	65	51	732



身体障がい者数の推移(障がい別)

(各年度末現在、単位：人)

	肢体不自由	内部障がい	聴覚・平衡機能障がい	視覚障がい	音声・言語機能障がい	総 数
平成 24 年度	492	186	65	52	6	801
平成 25 年度	496	197	61	52	6	812
平成 26 年度	491	191	57	52	7	798
平成 27 年度	483	200	49	46	7	785
平成 28 年度	462	197	43	43	6	751
平成 29 年度(12 月末)	440	204	43	39	6	732



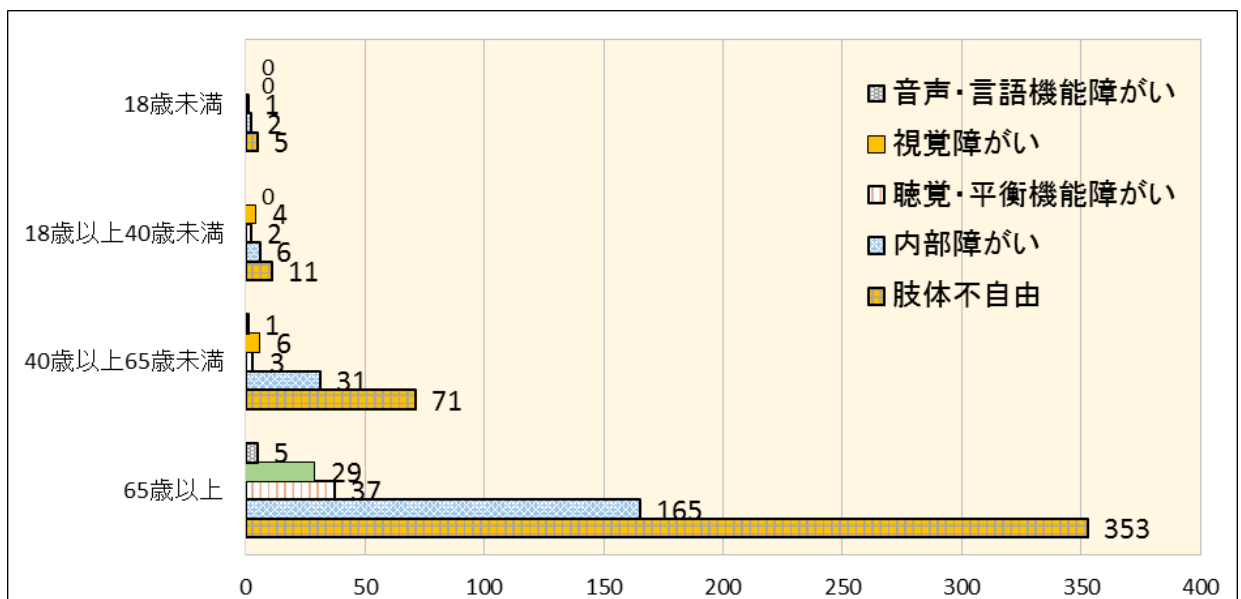
年齢階層別にみると、平成 29 年 12 月末現在で 65 歳以上が 589 人となっており、全体の 80.5%を占めています。また、75 歳以上の占める割合が 55.6%と増加傾向にあることから人口構造と同様に高齢化が進んでいる現状にあります。

身体障がい者の現況(年齢階層別)

(平成 29 年 12 月末現在、単位：人)

	肢体不自由	内部障がい	聴覚・平衡機能障がい	視覚障がい	音声・言語機能障がい	総数	割合
18 未満	5	2	1	0	0	8	1.1%
18 歳以上 40 歳未満	11	6	2	4	0	23	3.1%
40 歳以上 65 歳未満	71	31	3	6	1	112	15.3%
65 歳以上	353	165	37	29	5	589	80.5%
総数	440	204	43	39	6	732	

参考:75 歳以上	233	119	32	20	3	407	55.6%
-----------	-----	-----	----	----	---	-----	-------



3 知的障がい者の現状

療育手帳が交付されている方は、平成 29 年 12 月末現在で 174 人となっており、過去 5 年間で見ると横ばい傾向ですが、町の人口減少の状況を踏まえると、微増の傾向にあるとも言えます。

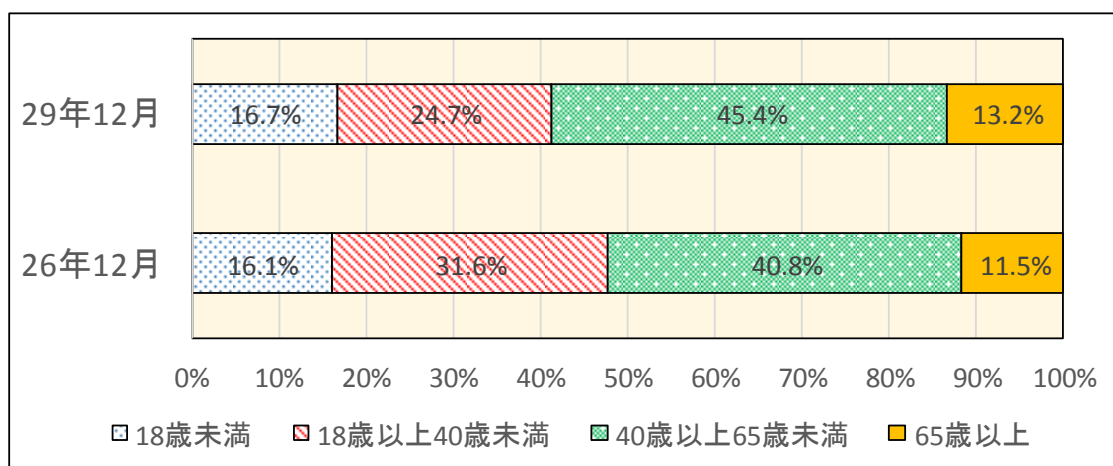
知的障がい者数の推移(判別別) (各年度末現在、単位：人)

	A 判定	B 判定	総 数
平成 24 年度	6 1	1 1 5	1 7 6
平成 25 年度	6 5	1 0 7	1 7 2
平成 26 年度	6 4	1 1 0	1 7 4
平成 27 年度	6 3	1 1 2	1 7 5
平成 28 年度	6 4	1 1 3	1 7 7
平成 29 年度(12 月末)	6 3	1 1 1	1 7 4

年齢階層別にみると、平成 29 年 12 月末現在において、40 歳以上 65 歳未満が 79 人と全体の 45.4%、次いで 18 歳以上 40 歳未満が 43 人と全体の 24.7%を占めています。3 年前との比較で見ると、徐々に高齢化が進んでいる状況と言えます。

知的障がい者の現況(年齢階層別) (各年 1 2 月末現在、単位：人)

	A 判定		B 判定		総 数	
	H 2 6	H 2 9	H 2 6	H 2 9	H 2 6	H 2 9
18 歳未満	7	9	2 1	2 0	2 8 (16.1%)	2 9 (16.7%)
18 歳以上 40 歳未満	1 6	1 0	3 9	3 3	5 5 (31.6%)	4 3 (24.7%)
40 歳以上 65 歳未満	3 4	3 3	3 7	4 6	7 1 (40.8%)	7 9 (45.4%)
65 歳以上	8	1 1	1 2	1 2	2 0 (11.5%)	2 3 (13.2%)
総 数	6 5	6 3	1 0 9	1 1 1	1 7 4	1 7 4



4 精神障がい者の現状

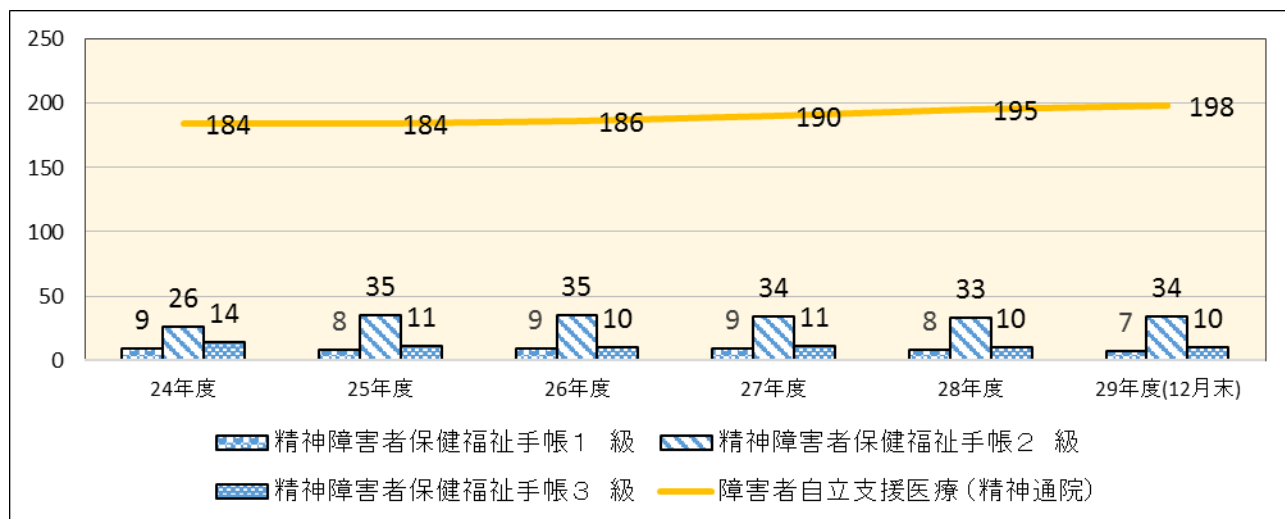
精神障害者保健福祉手帳が交付されている方は、平成 29 年 12 月末現在で、51 人となっており、新規の交付申請が増えない状況の中で、町外事業所の居住系サービス利用による転出等により微減の状況です。

一方で、公費負担医療制度である、障害者自立支援医療（精神通院）の受給者については、年々増加の傾向にあり、平成 29 年 12 月現在で 198 人となっています。

精神障がい者数の推移(障がい別)

(各年度末現在、単位：人)

	精神障害者保健福祉手帳				障害者自立支援医療 (精神通院)
	1 級	2 級	3 級	総 数	
平成 24 年度	9	26	14	49	184
平成 25 年度	8	35	11	54	184
平成 26 年度	9	35	10	54	186
平成 27 年度	9	34	11	54	190
平成 28 年度	8	33	10	51	195
平成 29 年度(12 月末)	7	34	10	51	198



5 難病（特定疾患）患者の現状

平成27年1月より、国が指定する特定疾患医療受給者証の対象が拡大されてきていることもあり、交付者数は年々増加の傾向にあります。

1) 国指定疾患（受給者証交付者数）

（各年度末現在、単位：人）

告示 番号	疾病名	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1	球脊髄性筋萎縮症	1	1	1
2	筋萎縮性側索硬化症	1	1	2
5	進行性核上性麻痺	1	1	
6	パーキンソン病	20	22	24
11	重症筋無力症	2	4	4
13	多発性硬化症/視神経脊髄炎	2	2	2
17	多系統萎縮症	4	5	6
18	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）	1	1	1
22	もやもや病	2	2	3
28	全身性アミロイドーシス	1	2	2
34	神経線維腫症	1	1	
35	天疱瘡	1		1
37	膿胞性乾癬（汎発型）	1	1	1
43	顕微鏡的多発血管炎	1	1	1
46	悪性関節リウマチ	1	1	
47	バージャー病	2	2	2
49	全身性エリテマトーデス	8	7	7
50	皮膚筋炎/多発性筋炎	2	2	3
51	全身性強皮症	2	2	2
52	混合性結合組織病	1	1	1
53	シェーグレン症候群		18	15
56	ベーチェット病	5	6	6
57	特発性拡張型心筋症	2	2	2
58	肥大型心筋症	3	3	3
60	再生不良性貧血	5	5	5
63	特発性血小板減少性紫斑病	4	5	5
65	原発性免疫不全症候群	1	1	1
66	IgA腎症		1	1
67	多発性嚢胞腎		1	2
69	後縦靱帯骨化症	9	10	10
71	特発性大腿骨頭壊死症	4	4	4
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	1	1	1
84	サルコイドーシス	3	4	4
85	特発性間質性肺炎	1	1	1
90	網膜色素変性症	7	6	6
93	原発性胆汁性肝硬変	3	3	3
95	自己免疫性肝炎		1	1
96	クローン病	5	4	4
97	潰瘍性大腸炎	15	15	14
157	スタージ・ウェーバー症候群			1
222	一次性ネフローゼ症候群			2
229	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）		1	1
238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症			1
合 計		123	151	156

2) 道指定疾患（受給者証交付者数）

（各年度末現在、単位：人）

疾病番号	疾病名	平成26年度	平成27年度	平成28年度
801	シェーグレン症候群（道）	24	5	7
805	自己免疫性肝炎（道）	3	3	3
806	突発性難聴	7	4	5
808	難治性肝炎	1	1	1
810	特発性間質性肺炎（特例）	2	1	2
合 計		37	14	18

3) ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療受給者証 交付数

（各年度末現在、単位：人）

疾病名	平成26年度	平成27年度	平成28年度
ウイルス性肝炎	14	16	16
橋本病			
合 計	14	16	16

4) ウイルス性肝炎進行防止対策（肝炎治療特別促進事業）受給者証 交付数

（各年度末現在、単位：人）

疾病名	平成26年度	平成27年度	平成28年度
B型慢性肝炎（核酸アナログ療法）	19	26	22
B型慢性肝炎		13	6
C型慢性肝炎	8		
C型代償性肝硬変		2	1
合 計	27	41	29

6 障害支援区分認定の現状

障害支援区分の認定状況から、身体・知的の障がい程度が重度化している傾向が見られるとともに、精神障がい者（発達障がい含む）のサービス利用が増加してきています。また、本町においては、これまで難病患者の方の障がい福祉サービス利用はありません。

障害支援区分認定の状況（主障がい別）

（各年3月31日現在）

	区分1		区分2		区分3		区分4		区分5		区分6	
	H26	H29	H26	H29	H26	H29	H26	H29	H26	H29	H26	H29
身 体	0	1	2	3	4	3	3	2	2	1	3	5
知 的	10	3	15	16	20	14	18	17	14	16	10	20
精 神	1	1	8	14	1	1	0	0	0	0	0	0
難 病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総 数	11	5	25	33	25	18	21	19	16	17	13	25

第3章 計画推進の理念・目標

1 計画の基本理念

“共に生きる”地域社会づくり

「北海道障がい者条例」の理念である「障がいのある人が当たり前で暮らせる地域は、誰にとっても暮らしやすい地域である」という考え方を尊重し、障がいの有無にかかわらず、誰もが住みなれた地域で、互いの人格や個性を尊重し合い、共に支え合い、生きがいを持って暮らせる地域社会の実現（＝“共に生きる”地域社会づくり）を目指し、次に掲げる施策の柱に基づく取組を進めます。

施策の柱

- ①地域支援体制の充実
- ②自立と社会参加の推進
- ③共生の地域社会づくり
- ④療育・教育の充実
- ⑤障がい福祉サービス等の着実な展開

2 施策推進の基本目標

1 地域支援体制の充実

総合的・専門的な相談支援体制の充実や、地域福祉の担い手育成を進めるなど、障がい者が安心して地域で暮らせる支援体制づくりを進めます。

2 自立と社会参加の推進

障がい者が地域で生き生きと暮らせるよう、就労支援体制の充実や、福祉事業所の活動支援など、自立と社会参加に向けた取組を推進します。

3 共生の地域社会づくり

障がい者の権利擁護の推進や、障がいへの理解・配慮など、町民のこころを育む取組を推進します。また、居住環境や日常生活における支援サービスの充実など、暮らしの基盤づくりを進めます。

4 療育・教育の充実

早期療育に向けた見守り・相談支援体制や、療育支援体制の充実を図るなど、全ての子どもが自分らしく成長できる環境づくりを進めます。

5 障がい福祉サービス等の着実な展開

相談支援体制の充実や、指定サービス事業所の体制整備を支援するなど、各種法定サービスの着実な展開を推進します。

3 計画の施策体系

“共に生きる” 地域社会づくり

第4章 障がい者福祉施策の展開【障がい者福祉計画】

1 地域支援体制の充実

- (1) 相談支援体制の充実
- (2) 担い手（人材）の育成・支援
- (3) 関係団体の活動支援と連携強化

2 自立と社会参加の推進

- (1) 就労支援体制の充実
- (2) 福祉的就労の底上げ支援
- (3) 社会参加機会の提供

3 共生の地域社会づくり

- (1) 町民理解の促進
- (2) 権利擁護と意思決定支援
- (3) 住環境・日常生活支援の充実
- (4) 安全・安心の環境づくり
- (5) 適切な保健・医療の提供
- (6) 情報バリアフリーの推進

4 療育・教育の充実

- (1) 見守り・相談支援体制の充実
- (2) 療育支援体制の充実
- (3) 学齢期の教育支援体制の充実

第5章 障がい福祉サービス等の展開【障がい福祉計画】

1 指定障がい福祉サービス（成果指標と供給見込み量）

- (1) 訪問系サービス (2) 居住系サービス (3) 日中活動系サービス
- (4) 相談支援（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援）

2 地域生活支援事業（成果指標と供給見込み量）

- (1) 必須事業（理解促進・啓発、移動支援、日常生活用具給付 など）
- (2) 任意事業（日中一時支援、展示・声の広報等発行 など）

第6章 児童通所サービスの展開【障がい児福祉計画】

障がい児通所支援事業（成果指標と供給見込み量）

- (1) 児童発達支援 (2) 放課後等デイサービス (3) 保育所等訪問支援
- (4) 医療型児童発達支援 (5) 障害児相談支援

第4章 障がい者福祉施策の展開

※表中の福祉基金助成事業は「栗山町ふるさと福祉基金」の助成対象事業です。

1 地域支援体制の充実

(1) 相談支援体制の充実

【施策課題】

- 一人ひとりのニーズ・課題に的確に対応できる、総合的・専門的な相談支援体制の整備
- 身近な地域で、より安心して相談ができる体制の整備

【主な取組】

新規 岩見沢市を拠点とした「広域基幹相談支援センター」の設置	岩見沢市を拠点とする総合的・専門的な相談支援機関（地域生活支援拠点）を設置し、圏域内外の事業所情報の一元的な把握や、地域への移行・定着の積極的な支援などを推進します。
新規 町内における指定相談支援事業所の設置助成	身近な町内における安定的な相談窓口を確保するため、民間事業所による「指定相談支援事業所」の立ち上げを積極的に支援（助成）します。福祉基金助成事業
町（役場）窓口における一般相談支援の充実	社会福祉士、保健師、精神保健福祉士、障がい者相談員（身体・知的）等との連携により、きめ細やかな“一般（よろず）相談”窓口の機能充実を図ります。
新規 ピアサポート・相談会事業	精神障がい者家族会よつば会と連携し、当事者・家族相互の情報交換や相談会等の取組を推進します。

(2) 担い手（人材）の育成・支援

【施策課題】

- 事業所職員や相談支援従事者等の知識や専門性を高める研修機会の提供
- 地域福祉・ボランティア活動を支える担い手の減少・高齢化への対応

【主な取組】

新規 サービス・相談支援従事者向け研修の実施	「広域基幹相談支援センター」との連携により、各種制度情報の提供や、ケース検討学習の実施など、各事業所の効果的な支援に必要な研修機会を提供します。
新規 地域のボランティア活動を支える担い手の育成	・「くりやま手話の会」と連携し、手話奉仕員養成研修を実施します。 ・「リーディングサービスとらいあんぐる」と連携し、音訳ボランティア養成講座を実施します。

（３）関係団体の活動支援と連携強化

【施策課題】

- 障がい者福祉関係団体等による自発的な地域福祉・ボランティア活動の支援
- 関係団体・福祉事業所・行政機関等のネットワーク強化による地域課題把握と施策反映

【主な取組】

新規 障がい者福祉団体等の体制強化・自発的活動を支援（助成）	・関係団体による地域福祉・ボランティア活動の実施に必要な設備・備品等の整備を支援（助成）します。 ・町民が参加できる研修会開催等、関係団体による自発的な取組を支援（助成）します。 福祉基金助成事業
障がい者福祉団体の活動周知	町広報等を通じた活動情報の情報発信と、福祉制度ガイドブックへの団体情報の掲載を進めます。
栗山町障がい者自立支援協議会の運営（ネットワーク強化）	広域基幹相談支援センターや、空知地域づくりコーディネーター（道事業）と連携し、関係者のネットワーク強化による地域課題の把握、施策反映等を推進します。

2 自立と社会参加の推進

（１）就労支援体制の充実

【施策課題】

- 関係機関による就労支援ネットワークの充実と一般就労・職場定着の推進
- 障がい特性に応じ、適切な就労支援サービスを利用できる環境づくり

【主な取組】

就労相談・支援体制の充実	空知障がい者就業・生活支援センター「ひびき」や各相談支援事業所等と連携した、就労相談・職場体験・就労定着支援等の体制強化を図ります。
新規 就労支援ガイドの作成	就労支援事業所（作業内容・製品情報等）や、障がい者雇用制度等の情報を掲載したガイドブック（情報誌）を作成し、障がい特性に応じた適切な情報提供を行います。
新規 精神障がい者等の事業所通所に係る交通費助成	公共交通機関の割引制度の適用が受けられない精神障がい者等が、就労支援事業所へ通所する際の交通費の一部を助成します。

（２）福祉的就労の底上げ支援

【施策課題】

- 障がい者の経済的な自立を支援するため、就労支援事業所による収益性の確保や、販路拡大等による工賃水準向上のための取組を促進

【主な取組】

障がい者就労支援事業所からの役務・物品等の優先調達の推進	町予算編成に併せて関係課所に周知・呼びかけを行うなど、就労支援事業所の製品利用や事務事業の委託など、役務・物品等の優先調達の推進に努めます。
新規 障がい者就労支援事業所による収益体制確保や工賃水準の向上のための取組を支援（助成）	・収益性確保に必要な設備・備品の整備を支援（助成）します。 ・商品開発や、販路拡大、ブランド力向上などの新規事業展開を支援（助成）します。 福祉基金助成事業
就労支援事業所における事業内容や製品情報等の積極的な周知	事業所ガイドブック等を活用し、広く町民への情報提供を行うとともに、商工業団体等への情報提供により民間相互の連携構築の促進を図ります。

（３）社会参加機会の提供

【施策課題】

- 障がいの有無にかかわらず、広く町民が交流できる機会の創出
- スポーツ・地域活動に参加できる機会づくり

【主な取組】

「ふれあいレクリエーション」事業の実施	栗山町自立支援連絡協議会が実施する、障がい者関係団体・事業所の交流機会「ふれあいレクリエーション」事業を支援します。（バス借上料相当の助成）
「ふれあい広場くりやま」開催への支援・協力	ボランティア団体等と連携し、全町的な福祉イベント「ふれあい広場くりやま」開催に必要な協力・支援を行います（手話通訳者の派遣等）。
障がい者スポーツの推進	栗山町身体障害者福祉協会と連携し、障がい者スポーツの体験機会の提供や、各種スポーツ大会への参加促進など、障がい者スポーツの推進を図ります。
地域活動支援センター事業	北海道社会福祉事業団福祉村と連携し、就労が困難な障がい者に対し、日中活動機会の提供や、身体機能の維持のための機能訓練の機会などを提供します。

3 共生の地域社会づくり

(1) 町民理解の促進

【施策課題】

- 障がい者に対する誤解や偏見など社会的障壁の解消のため、多様な障がいに対する町民理解を高める機会の充実
- 障がい者就労事業所等の取組の町民周知（町民理解の促進）

【主な取組】

幼児・学校教育等と連携した福祉体験・教育機会の充実	障がい福祉事業所への訪問や交流事業、障がい者への合理的配慮の提供など、子どもたちの発達段階にに応じた福祉体験・教育を推進します。 福祉基金助成事業
町広報等を活用した継続的な町民啓発の実施	各障がいに対する基本的な理解、障がい者を取り巻く環境や地域生活の現状、各事業所における活動状況の報告など、町広報等を通じて継続的な町民啓発を行います。
新規 障がい者福祉団体等の自発的活動を支援（助成）	広く町民が参加可能な研修会開催や啓発活動等、関係団体による取組を支援（助成）します。 福祉基金助成事業

(2) 権利擁護と意思決定支援

【施策課題】

- 障がい者に対する虐待の予防や養護者への支援
- 障がい者に対する差別の解消と合理的配慮の提供（障がい者差別解消法の啓発）
- 日常生活等における判断能力に課題を抱える障がい者による成年後見制度等の利用促進

【主な取組】

権利擁護研修会の開催	町地域包括支援センターや広域基幹相談支援センターと連携し、権利擁護に関する研修会を開催します。
差別解消・合理的配慮の提供に向けた周知・啓発	・町広報等を通じて、障がい者への差別・偏見の実態や合理的配慮の提供等に関する周知を行います。 ・町職員の窓口等における合理的配慮の着実な提供を推進します（町職員対応マニュアルの活用）。
成年後見制度等の利用促進	・権利擁護研修会等の機会を通じて、制度の周知徹底を図るとともに、家庭裁判所への申立に係わる助言や、書類作成等に係る支援を行います。 ・高齢者福祉分野と連携し、法人後見・市民後見人の育成を進めます。

（３）住環境・日常生活支援の充実

【施策課題】

- 障がい者の重度化・高齢化等に対応できる住環境づくり
- 障がい者の地域での暮らしを支える生活支援サービスの充実（車両移送支援の充実等）

【主な取組】

新規 民間事業所によるグループホーム等の環境改善を支援（助成）	障がい者の重度化・高齢化への対応（バリアフリー改修）など、民間事業所による住環境向上の取組を支援（助成）します。 福祉基金助成事業
町営住宅の利用に係わる配慮	障がい者や高齢者の身体状況に応じて、バリアフリー対応の町営住宅の利用など、可能な配慮を行います。
新規 移動支援事業の充実（社会参加の足の確保）	高齢者福祉分野と連携し、福祉有償運送や送迎ボランティアの仕組みなど、障がい児（者）に対する車両移送支援の充実に向けた検討を進め、民間事業所による事業実施を支援（助成）します。 福祉基金助成事業
日常生活用具給付事業	・日常生活に要する用具の給付（品目の随時見直し）。 ・日常生活用具給付における住宅改修助成により、在宅生活におけるバリアー解消を支援します。
障がい者除雪サービスの実施	障がい者の冬期の生活を支援します。 （対象要件の見直し等、制度の改善を図ります。）
日中一時支援事業	在宅で障がい者を支える介護者の就労支援や一時的な休息等の確保のため、日中一時支援事業を実施します。
福祉ハイヤー利用料金助成	下肢・体幹機能・視覚障がい１級又は２級、重度の知的障がい者、町内で人工透析療法を受けている腎臓機能障がいの方を対象に、ハイヤーチケットを助成します。 （年間２４枚×５５０円）。

（４）安全・安心の環境づくり

【施策課題】

- 疾病や災害等の緊急時に迅速に対応できる支援体制と、平常時の見守り支援体制の充実

【主な取組】

日常生活用具給付事業（再掲）	聴覚障がい者を対象に、自動消火器・火災警報器等を給付します。
緊急通報装置の設置促進	急病時等に、総合警備保障会社 ALSOK に直接連絡が可能な緊急通報装置の設置を促進します。

避難行動要支援者名簿の整備	避難行動要支援者の名簿登録と、避難支援関係者（民生委員・児童委員等）への情報提供により、日常的な見守り支援活動の充実を図ります。
電話サービスの実施 （栗山町社会福祉協議会事業）	障がいのある方に対して、電話サービス事業による定期的な安否確認・声かけ支援を行います。

（５）適切な保健・医療の提供

【施策課題】

- 障がいの原因となる疾病の予防・早期発見・治療の促進
- 特定疾患患者等の治療に係わる世帯の経済的負担の軽減
- 精神障がいにも対応した保健・医療・福祉関係者のネットワークづくり

【主な取組】

健診体制の充実	生活習慣病予防のための特定健診等の受診率向上により、障がいの原因となる疾病予防を推進します。
健康相談・保健指導の充実	定例の各種健康相談・保健指導の充実、適切な受診勧奨等により、心身の健康づくりを推進します。
特定疾患患者等通院費助成	特定疾患等の治療のため、本人及び介護者の通院に要する交通費の一部を助成します。 （助成額は公共交通機関換算の 1 / 2）

（６）情報バリアフリーの推進

【施策課題】

- 情報通信機器の活用等による障がい者の情報格差の解消
- 情報提供手段の充実とコミュニケーション支援

【主な取組】

拡大読書器・助聴器の整備および音声再生器の貸出	・役場の各課窓口と主要公共施設に拡大読書器と助聴器を設置し、障がい者に配慮した窓口対応を行います。 ・日常生活用具の対象とならない視覚障がい者等に音声再生器の貸出を行います。
「声の広報」発行事業	栗山リーディングサービス「とらいあんぐる」が主体となり、「声の広報」（町広報・議会だより）を発行し、視覚障がい者への行政情報の提供を行います。
手話通訳者派遣事業	北海道ろうあ連盟と連携（事業委託）し、聴覚障がい者に対するコミュニケーション支援（手話通訳者の派遣）を行います。

4 療育・教育の充実

（１）見守り・相談支援体制の充実

【施策課題】

- 環境条件に影響する障がいの予防のため、妊娠期からの保健指導を推進
- 障がいのある子どもの早期発見から早期療育、学齢期への円滑な移行などが適切に行えるよう、関係機関の連携による相談支援体制を充実

【主な取組】

母親教室等による母子保健の推進	母親教室や家庭訪問等を通じて、妊娠期からの健康づくりの啓発と、子どもの健康・発達に関する保護者等の理解促進を図ります。
乳幼児健診事業や子育て支援事業等と連携した早期療育支援の推進	乳幼児健診等の保健事業との連携や、子育て支援センター、民生委員・児童委員等の関係機関と連携し、早期療育に向けた発達状況の確認や見守り活動を推進します。
栗山町子ども相談支援事業	「栗山町子ども発達サポートセンター」内において、発達相談から支援計画の策定、町内外の療育関係機関へのつなぎなど、専門職員による相談支援機能の充実を図ります。また「栗っ子ファイル」等を活用した学齢期への円滑な移行を推進します。
新規 関係団体による研修・啓発活動等の取組を支援（助成）	栗山町ことばを育てる親の会等の関係団体が行う、保護者や支援者を対象とした研修会や、啓発活動等の取組を積極的に支援（助成）します。 福祉基金助成事業
医療的ケアが必要な児童への支援体制の充実	人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な児童への支援体制の整備に向けて、関係者による研修・協議の場を設けます。

（２）療育支援体制の充実

【施策課題】

- 子ども・子育て支援の充実と、適切な発達支援に向けた支援拠点機能の充実
- 町内における児童通所事業所の設置や療育環境の向上

【主な取組】

栗山町子ども発達サポートセンター事業	発達支援の拠点機能を担い、運動や遊びを通じた基本的な生活習慣の指導や、集団生活の適応訓練等の機会を提供し、子どもの発達を支援します。
--------------------	--

子育て支援センター事業	保護者の子育てに対する負担感等の緩和や子ども達の健全な成長のため、主に就学前の児童と保護者の遊び・交流活動の場を提供します。また、専任保育士の配置による、子育て相談や見守り支援活動を行います。
療育研修会の開催	保育士・幼稚園教諭等の指導者や保護者を対象とした研修機会の充実を図ります。
栗山町子ども発達・療育支援事業 (助成対象の見直し・拡大)	児童通所事業(児童発達支援、放課後等デイサービス事業)の利用料や、成長助長のための医療に係わる費用、通所・通院に要する交通費の一部を助成します。 (町内通所：全額助成、町外通所：1／2助成) (助成対象となる医療機関の拡大)
新規 町内における児童通所事業 所の療育環境向上の取組を支援(助成)	児童の療育環境の向上を目的に、町内に拠点を設ける民間事業所が行う必要な設備・備品の整備や研修事業等を支援(助成)します。 福祉基金助成事業

(3) 学齢期の教育支援体制の充実

【施策課題】

- 配慮が必要な児童への支援体制の強化
- 児童生徒による障がいの理解や助け合いの意識の醸成

【主な取組】

特別支援教育の推進	小中学校への特別支援教育支援員の配置や、教育関係者への研修機会の提供など、特別支援教育を推進します。
学校教育と連携した福祉体験・教育 機会の充実(再掲)	障がいに対する基本的な理解の促進、障がい者への合理的配慮の提供など、子どもたちの発達段階に応じた福祉体験・教育を推進します。
学習支援事業等の推進	ビバっとそらち(生活困窮者自立支援事業)との連携により訪問型・拠点型の学習支援事業を実施します。また、小学生の長期休業期間に地域の高校生・ボランティアの協力による学習支援を行います。 さらに、新たな学習支援・要支援世帯の児童の居場所づくり活動の展開に向けた調査検討を行います。

第 5 章 障がい福祉サービス等の展開

1 指定障がい福祉サービス

(1) 基本目標（成果目標）

①福祉施設入所者の地域生活への移行

<国・道の目標>

目標値	第 1 ～ 2 期 (H18～23 年度)	第 3 期 (H24～26 年度)	第 4 期 (H27～29 年度)	第 5 期 (H30～H32 年度)
国の基本方針	1 0 . 0 %	3 0 . 0 %	1 2 . 0 %	9 . 0 %
道障がい福祉計画	1 4 . 5 %	2 5 . 2 %	1 2 . 0 %	3 . 8 %

<町の目標>

項 目	目標値	備 考
入所者数（人）	3 2 人	平成 29 年 3 月 31 日の施設入所者数
目標年度（H 3 2）の 地域生活移行者数（人）	2 人	平成 29 年 3 月 31 日の施設入所者数のうち、平成 32 年度末において、9 %相当数の方が、施設入所からグループホーム等の地域生活への移行することを基本として、地域の実情を踏まえて設定する。
目標年度（H 3 2）の 減少見込み数（人）	1 人	平成 32 年度末の施設入所者数が、平成 29 年 3 月 31 日の施設入所者から 2 %相当減少することを基本として、地域の実情を踏まえて設定する。

②福祉就労から一般就労への移行目標

<国・道の目標>

国の基本方針	各年度ごとに、平成 28 年度（1 年間）の移行実績の 1.5 倍以上
道障がい福祉計画	各年度ごとに、平成 28 年度（1 年間）の移行実績の 1.5 倍（1, 343 人）

<町の目標>

項 目	目標値	備 考
平成 2 8 年度の一般就労移行者数（人）	1 人	平成 28 年度（1 年間）において、福祉就労事業所を退所し、一般就労した方の実績。
目標年度（H 3 2）までの 年間一般就労移行者数	2 人	平成 28 年度（1 年間）の移行実績の 1.5 倍を基本として、地域の実情を踏まえて設定する。

③就労移行支援事業所の利用者数

<国・道の目標>

国の基本方針	平成 28 年度（１年間）の利用実績の 1.2 倍以上
道障がい福祉計画	平成 29 年 3 月実績利用者（1,727 人）の約 1.2 倍 = 2,072 人

<町の目標>

項 目	目標値	備 考
平成 28 年度の就労移行支援事業所利用者数（人）	2 人	平成 28 年度（１年間）の就労移行支援事業利用実績
目標年度（H32）までの年間事業所利用者数	3 人	平成 28 年度（１年間）の利用実績の 1.2 倍を基本として、地域の実情を踏まえて設定する。

④就労定着支援事業による支援開始１年後の職場定着率

<国・道の目標>

国の基本方針	平成 30 年度のサービス開始 1 年後の定着率 80%
道障がい福祉計画	平成 30 年度のサービス開始 1 年後の定着率 80%

<町の目標>

項 目	目標値	備 考
職場定着率	80%	職場定着支援の利用者の内、１年後に一般就労に定着する方の割合（目標）を設定する。

⑤地域生活支援拠点の整備

<町の目標>

項 目	目標値	備 考
地域生活支援拠点の整備 拠点コーディネーターの 配置人数	設置（整備） 1 名	岩見沢市を中核とする「広域基幹相談支援センター」の設置に併せて拠点コーディネーターを配置し、相談支援・居住支援・人材育成支援等の機能を持つ、地域生活支援拠点の整備を進めます。

⑥精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

<町の目標>

項 目	目標値	備 考
保健・医療・福祉関係者等による協議の場の設置	設置	精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、保健・医療・福祉関係者等による協議の場を設置し、当事者を支える地域包括ケアシステムの構築を目指します。

(2) サービスの供給見込量

① 訪問系サービス

【利用実績及び見込み】（上段：計画／下段：実績）

サービス名			第4次計画期間の実績			第5次期間の見込		
			27年度	28年度	29年度 (見込)	30年度	31年度	32年度
居宅介護	計画	人/月	10	11	12	10	11	12
		時間/月	100	110	120	60	65	70
	実績	人/月	10	10	10			
		時間/月	70	58	54			
重度訪問介護	計画	人/月	1	1	1	1	1	1
		時間/月	45	45	45	45	45	45
	実績	人/月	0	0	0			
		時間/月	0	0	0			
行動援護	計画	人/月	1	1	1	1	1	1
		時間/月	16	16	16	16	16	16
	実績	人/月	0	0	0			
		時間/月	0	0	0			
同行援護	計画	人/月	1	1	1	1	1	1
		時間/月	16	16	16	16	16	16
	実績	人/月	0	0	1			
		時間/月	0	0	16			
重度障害者等 包括支援	計画	人/月	1	1	1	1	1	1
		時間/月	120	120	120	120	120	120
	実績	人/月	0	0	0			
		時間/月	0	0	0			

【サービス内容】

サービス名	内 容	障害支援区分
居宅介護	ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護や、調理・洗濯・掃除等の家事支援、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。	区分1以上 ※通院等介助 区分2以上
重度訪問介護	重度の肢体不自由・知的障がい・精神障がいがあり、常に介護を必要とする方に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除などの家事支援、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的にを行います。	区分4以上 ※行動上著しい困難を 有する障がい者
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある方が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ・食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。	区分3以上
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がいのある方が外出する際、本人に同行し、情報の提供や、移動の援護、排せつ・食事等の介護など必要な援助を行います。	区分2以上 ※身体介護が必要の無い方は区分なし

重度障害者等 包括支援	常に介護を必要とする方の中でも、特に介護の必要度が高い方に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的にを行います。	区分6以上
----------------	--	-------

【サービス見込量確保のための方策】

訪問系サービスは、障がいのある方の地域生活を支える重要なサービスであり、在宅の精神障がい者をはじめ、徐々にニーズが高まっています。引き続き、指定事業者との連携により、必要なサービス提供体制の確保に努めるとともに、人材育成支援に努めます。

② 居住系サービス

【利用実績及び見込み】（上段：計画／下段：実績）

サービス名	単位		第4次計画期間の実績			第5次期間の見込		
			27年度	28年度	29年度 (見込)	30年度	31年度	32年度
共同生活援助 (グループホーム)	計画	人/月	44	46	48	55	57	60
	実績		44	46	48			
施設入所支援	計画	人/月	38	40	42	32	31	31
	実績		36	33	32			
自立生活援助 【新設】	計画	人/月	—	—	—	1	1	1
	実績		—	—	—			

【サービス内容】

サービス名	内 容	障害支援区分
共同生活援助 (グループホーム)	障がいのある方に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談や入浴・排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。このサービスは、孤立の防止、生活への不安の軽減なども期待されます。	—
施設入所支援	施設に入所する障がいのある方に対して、主に夜間において、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。	区分4以上 ※50歳以上の方は 区分3以上
自立生活援助 【新設】	施設入所支援や共同生活援助（グループホーム）等から、賃貸住宅等で一人暮らしを希望する障がいのある方に対し、一定の期間、定期的に居宅を訪問し、生活状況の確認を行うとともに、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。利用者からの相談・要請がある場合は随時の対応も行います。	—

【サービス見込量確保のための方策】

障がい者の重度化・高齢化に対応するため、「栗山町ふるさと福祉基金」助成事業により、町内グループホームの居住環境改善の取組を支援するとともに、「広域基幹相談支援センター」の設置等により、各施設の空き情報の把握・提供を適切に行うなど、サービス利用に向けた相談支援体制の充実を図ります。新たに創設された「自立生活援助」については、サービスを担う事業者の新規開設を促し、必要なサービス提供体制の確保に努めます。

③ 日中活動系サービス

【利用実績及び見込み】（上段：計画／下段：実績）

サービス名	単位		第4次計画期間の実績			第5次期間の見込		
			27年度	28年度	29年度 (見込)	30年度	31年度	32年度
生活介護	計画	人/月	57	57	57	55	55	55
		日/月	1,254	1,254	1,254	1,150	1,150	1,150
	実績	人/月	57	55	55			
		日/月	1,140	1,081	1,124			
療養介護	計画	人/月	2	2	2	2	2	2
	実績	人/月	2	1	1			
自立訓練 (機能訓練)	計画	人/月	1	1	1	1	1	1
		日/月	22	22	22	10	10	10
	実績	人/月	0	0	0			
		日/月	0	0	0			
自立訓練 (生活訓練)	計画	人/月	1	1	1	1	1	1
		日/月	22	22	22	10	10	10
	実績	人/月	0	0	0			
		日/月	0	0	0			
宿泊型自立訓練	計画	人/月	1	1	1	1	1	1
		日/月	30	30	30	30	30	30
	実績	人/月	0	0	0			
		日/月	0	0	0			
就労移行支援	計画	人/月	3	4	3	3	3	3
		日/月	66	88	66	66	66	66
	実績	人/月	4	3	2			
		日/月	62	37	24			
就労継続支援 (A型)	計画	人/月	3	3	3	10	11	12
		日/月	66	66	66	200	220	240
	実績	人/月	5	7	10			
		日/月	96	123	190			
就労継続支援 (B型)	計画	人/月	66	68	70	72	75	78
		日/月	1,428	1,471	1,514	1,440	1,500	1,560
	実績	人/月	67	65	68			
		日/月	1,330	1,326	1,380			
就労定着支援 【新設】	計画	人/月	—	—	—	1	2	2
	実績	人/月	—	—	—			
短期入所 (ショートステイ)	計画	人/月	11	11	11	8	8	8
		日/月	110	110	110	50	50	50
	実績	人/月	5	5	5			
		日/月	37	32	26			

【サービス内容】

サービス名	内 容	障害支援区分
生活介護	常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護や、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。	区分 3 以上 ※50 歳以上の場合は、 区分 2 以上
療養介護	医療的ケアを必要とする障がいのある方のうち常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。また、療養介護のうち医療にかかわるものを療養介護医療として提供します。	区分 5 以上 ※1・※2
自立訓練 (機能訓練)	身体障がいのある方又は難病を患っている方などに対して、障がい福祉サービス事業所又は障がいのある方の居宅において、理学療法、作業療法、その他の必要なりハビリテーションを行うとともに、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。	—
自立訓練 (生活訓練)	知的障がい又は精神障がいのある方に対して、障がい福祉サービス事業所又は障がいのある方の居宅において、入浴・排せつ・食事など、自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。	—
宿泊型自立訓練	知的障がい又は精神障がいのある方に対して、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上するために支援、生活等に関する相談・助言などの必要な支援を行います。	—
就労移行支援	就労を希望する 65 歳未満の障がいのある方に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通し、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。 (利用者の年齢等に応じて就労アセスメントも実施します。)	—
就労継続支援 A 型 (雇用型)	企業等に就労することが困難な障がいのある方に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。	—
就労継続支援 B 型 (非雇用型)	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある方に対し、生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行います。	—
就労定着支援 【新 設】	一般就労に移行した障がい者に対して相談支援を行い、就労に伴う環境変化により生じている生活課題を把握するとともに、事業所・家族との連絡調整・課題解決等の援助を一定期間提供します。	—
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護者が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴・排せつ・食事の介護等を行います。障がい者支援施設等で実施している福祉型と、病院等で実施している医療型があります。	区分 1 以上

※ 1 筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者であって、障害支援区分が区分 5 以上の者

※ 2 筋萎縮性側索硬化症 (ALS) 患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障害支援区分が区分 6 の者

【サービス見込量確保のための方策】

増加傾向にある精神障がい者（発達障がい含む）への対応を含め、「広域基幹相談支援センター」の設置等による相談支援体制の充実を図るとともに、精神障がい者等への通所交通費助成の実施や、難病患者等への制度・サービス情報の周知徹底を図るなど、障がい当事者の課題やニーズに沿った適切なサービス利用を推進します。

また、「栗山町ふるさと福祉基金」助成事業により、各事業所による作業工賃向上等を目指した取組を積極的に支援（助成）し、障がい者の就労環境の向上を図ります。

新たに創設されたサービス「就労定着支援」については、近隣市町の就労移行支援事業所等と連携し、必要なサービス提供体制の確保に努めます。

④ 相談支援

【利用実績及び見込み】

サービス名	単位		実績	第 5 次期間の見込			
			平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
計画相談支援	計画	実利用者	1 4 4	1 5 5	1 5 7	1 6 0	
	実績		1 5 1				
地域移行支援	計画	実利用者	1	1	1	1	
	実績		0				
地域定着支援	計画	実利用者	1	1	1	1	
	実績		0				

【サービス内容】

サービス名	内 容
計画相談支援	障がい福祉サービス又は地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を利用する方の目標や行動予定等を反映する「サービス等利用計画」を作成するとともに、サービス提供事業者との連絡・調整と、一定期間ごとのモニタリングを行います。
地域移行支援	施設入所や精神科病院に入院等をしている当事者に対して、住居の確保や、地域生活への移行に向けた相談対応、外出時の同行、障がい福祉サービスの体験的な利用支援など、必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅でひとり暮らしをしている人や、家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない人に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急時における連絡・相談などの支援を行います。

【サービス見込量確保のための方策】

「栗山町ふるさと福祉基金」助成事業の活用等により、町内における指定相談支援事業所（特定・一般）の新設を目指すとともに、「広域基幹相談支援センター」との連携により相談支援専門員の活動を支援するなど、総合的・専門的な相談支援体制の充実を図ります。また、栗山町障がい者自立支援協議会等において、相談支援事業者相互の情報交換・連絡調整の機会充実に努め、障がい当事者が安心して相談できる環境づくりに努めます。地域移行支援・地域定着支援については、南空知圏域内の指定一般相談支援事業所と連携し、地域生活を希望する当事者への適切な支援ができる体制を確保します。

2 地域生活支援事業

(1) 市町村地域生活支援事業の概要

【必須事業】

① 理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」をなくすために、障がい者等への理解を深めるための研修・啓発事業を通じた、地域住民への働きかけを強化します。

② 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な活動を支援します。

(ピアサポート事業、孤立防止活動支援、社会活動支援、ボランティア活動支援等)

③ 相談支援事業

障がい児(者)の保護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等の支援を行います。また、基幹相談支援センター等機能強化事業として、専門的職員(社会福祉士、精神保健福祉士等)が指導、助言等の支援を行う体制を確保します。

④ 成年後見制度利用支援事業

障がいのために判断能力が十分でない方に対し、日常生活に必要な金銭面の判断や、各制度やサービスの利用等が適切に行われるよう、成年後見制度(後見人・保佐人・補助人による意思決定支援)の利用を支援します。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行なうことができる法人を確保できる体制を整備し、市民後見人の活用を含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護の推進を図ります。

⑥ 意思疎通支援事業(手話通訳者派遣事業の実施)

北海道ろうあ連盟と契約し、町保健福祉課が窓口となり手話通訳者の派遣事業を行います。また、各種団体事業等で手話通訳が必要な場合には、「くりやま手話の会」において協力・支援できる体制を確保します。

⑦ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある方について、社会生活上必要な外出のための支援を行います。

⑧ 地域活動支援センター事業

近隣市町との共同委託により、北海道社会福祉事業団福祉村において地域活動支援センターを運営し、機能訓練・社会適応訓練の実施や入浴等のサービスを行うなど、就労が困難な障がい者の日中活動支援を行います。

⑨ 日常生活用具給付事業

障がいのある方の日常生活上の便宜を図るため、6区分41種目の用具を給付します。

区 分	内 容	種目数
介護・訓練支援用具	障がいのある方の身体介護を支援する用具や、障がいのある児童が訓練に使用する椅子などの訓練支援用具	8種目
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引機や盲人用体温計などの、障がいのある方の在宅療養等を支援する用具	6種目
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭などの、障がいのある方の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具	13種目
排泄管理支援用具	ストマ用装具などの障がいのある方の排泄管理を支援する衛生用品	2種目
住宅改修費	障がいのある方の居住生活等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの	1種目
自立生活支援用具	障がいのある方の入浴補助用具や聴覚障がい者用室内信号装置など、入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具	11種目

⑩ 手話奉仕員養成研修事業

「くりやま手話の会」との連携により、聴覚障がい者との日常会話程度の意思疎通を行うために必要な手話表現技術等を習得する、手話奉仕員の養成研修を開催します。

【任意事業】

① 日中一時支援事業

障がいのある方の家族の理由により、一時的に事業所に通所し、障がいのある方の日中における活動の場を確保するとともに、食事や入浴の介助等を行います。

② スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

町内の障がいのある方の相互交流の場となっている「ふれあいレクリエーション」事業を支援（助成）をします。

③ 点字・声の広報等発行事業

栗山リーディングサービス「とらいあんぐる」が実施する『声の広報』発行に係る費用を助成します。

④ 自動車運転免許取得・改造費助成事業

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

(2) サービスの供給見込量

【地域生活支援事業利用実績及び見込み】

サービス名	単位		第4次計画期間の実績			第5次期間の見込		
			27年度	28年度	29年度 見込	30年度	31年度	32年度
理解促進研修・啓発事業	計画	実施回数	—	—	—	2	2	2
	実績		—	—	—			
自発的活動支援事業	計画	箇所/年	—	—	—	1	1	1
	実績		—	—	—			
相談支援事業 (一般・基幹相談)	計画	箇所/年	1	1	1	2	3	3
	実績		1	1	1			
成年後見制度 利用支援事業	計画	実利用者	1	1	1	1	2	2
	実績		0	1	0			
成年後見制度 法人後見支援事業	計画	箇所/年	1	1	1	1	1	1
	実績		0	0	0			
コミュニケーション 支援事業	計画	実利用者	2	2	2	2	2	2
	実績		1	1	1			
移動支援事業	計画	実利用者	11	11	11	13	15	18
		時間/月	74	74	74	55	65	80
	実績	実利用者	11	13	13			
		時間/月	51	55	55			
地域活動支援 センター	計画	箇所/月	1	1	1	1	1	1
		人/月	1	1	1	2	2	2
	実績	箇所/月	1	1	1			
		人/月	1	1	1			
日常生活用具 給付事業	計画	人/年	45	47	49	35	37	40
		件数/年	195	197	199	155	160	165
	実績	人/年	32	35	35			
		件数/年	153	152	155			
日中一時支援 事業	計画	人/月	10	10	10	10	10	10
	実績	人/月	7	7	7			
手話通訳奉仕員 養成講座事業	計画	回数/年	—	—	—	0	1	1
		人数/年	—	—	—	0	5	5
	実績	回数/年	—	—	—			
		人数/年	—	—	—			

【サービス見込量確保のための方策】

理解促進研修・啓発事業については、町広報等の媒体を活用した情報発信のほか、町社会福祉協議会と連携し、児童生徒の福祉体験・教育事業を実施します。移動支援事業については、高齢者福祉分野と連携し、ニーズが高まっている車両移送サービスの検討を進めます。また、平成31～32年度の2カ年で手話通訳奉仕員の養成講座（入門編・基礎編）を実施します。

第 6 章 児童通所サービスの展開

(1) 基本目標（成果目標）

【障がい児支援の提供体制の整備等】

項 目	道障がい福祉 計画目標	町目標値	備 考
児童発達支援センター の設置数	圏域に 1 カ所 設置（広域）	圏域に 1 カ所 設置（広域）	道計画における目標のとおり、障がい福 祉圏域（南空知）ごとに設置 （町単独設置を目標としない）
保育所等訪問支援を 利用できる事業所数	圏域に 1 カ所 設置（広域）	町内 1 カ所	本町においては「栗山町子ども発達サポ ートセンター」でサービス提供可能
主に重症心身障がい児を 支援する児童発達支援事 業所の確保	圏域に 1 カ所 設置（広域）	圏域に 1 カ所 設置（広域）	道計画における目標のとおり、障がい福 祉圏域（南空知）ごとの設置に協力 （町単独設置を目標としない）
主に重症心身障がい児を 支援する放課後等デイサ ービスの確保	圏域に 1 カ所 設置（広域）	圏域に 1 カ所 設置（広域）	道計画における目標のとおり、障がい福 祉圏域（南空知）ごとに設置 （町単独設置を目標としない）
医療的ケア児支援のため の関係機関協議の場	医療的ケア児 が在住する市 町村で設置	設置	人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの 吸引や経管栄養などの医療的ケアが必 要な児童への支援体制の整備に向けて、 関係者による研修・協議の場を設けます。

(2) サービスの供給見込量

【利用実績及び見込み】（上段：計画／下段：実績）

サービス名	単 位		第 4 次計画期間の実績			第 5 次計画期間の見込		
			27 年度	28 年度	29 年度 (見込)	30 年度	31 年度	32 年度
児 童 発 達 支 援	計画	実利用者	2 8	2 8	2 8	3 6	3 7	3 8
	実績		3 0	3 5	3 6			
放課後等 デイサービス	計画	実利用者	7	8	8	2 2	2 4	2 6
	実績		1 0	1 8	1 8			
保育所等 訪問支援	計画	実利用者	3	3	3	3	3	3
	実績		6	3	2			
医療型 児童発達支援	計画	実利用者	-	-	-	-	-	-
	実績		-	-	-			
障害児相談支援	計画	実利用者	3 5	3 6	3 6	5 8	6 1	6 4
	実績		4 3	5 2	5 4			

※参考／利用時間数（月平均）

	27 年度	28 年度	29 年度（見込）
児童発達支援	5 3 時間	6 9 時間	6 6 時間
放課後等デイサービス	2 0 時間	3 2 時間	6 6 時間

【サービス内容】

サービス名	内 容
児童発達支援	障がい児や発達に遅れのある児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導や、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの療育サービスを提供します。
放課後等 デイサービス	在学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等 訪問支援	保育所等における集団生活への適応のための専門的な支援を必要とする児童を対象に、身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じ、訪問による効果的な支援を行います。
医療型 児童発達支援	未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体状況により、治療も行います。肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医学的管理下での支援が必要と認められた児童が対象です。
障害児相談支援	児童通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）利用を希望する方を対象に、支援利用計画の作成や、通所支援開始後、一定期間ごとのモニタリング、事業所情報の提供などの支援を行います。

【サービス見込量確保のための方策】

「栗山町子ども発達サポートセンター」が支援拠点となり、引き続き、保健分野等と連携した早期発見・早期療育の取組を進めるとともに、「栗山町ふるさと福祉基金」 助成事業の活用により、民間事業者による児童通所事業所の開設や、療育環境の充実に向けた取組を積極的に支援することで、近年のニーズ増加に対応できる支援体制を確保します。

また、子ども発達療育支援事業を継続実施し、利用世帯の経済的負担の軽減を図ります。

資料 1 計画策定組織及び策定経過について

栗山町障がい者自立支援協議会 委員名簿 (兼 障がい者福祉計画策定委員会)

	団 体 名	氏 名	備 考
1	栗山町身体障害者福祉協会 会長	よし だ てる お 吉 田 輝 雄	
2	よつば会 会長	なか い のり こ 中 井 礼 子	副会長
3	NPO法人栗山町手をつなぐ育成会 理事長	さか もと たけし 坂 本 武	
4	栗山町ことばを育てる親の会 会長	やま もと みつ こ 山 本 光 子	
5	ハローE N J O Y 施設長	た なか ひで のり 田 中 秀 典	会 長
6	ワークハウスひだまり らしんばん（相談支援事業所）管理者	なか むら ひさ こ 中 村 久 子	
7	(株)日東総業（居宅介護事業所）総務部長	たか だ ひろ あき 高 田 裕 章	
8	(株)元気な介護（居宅介護事業所）課長	いし おか ひろし 石 岡 洋	
9	プロケアすばる（居宅介護事業所）事業管理者	えち ぜん や わたる 越 前 谷 亘	
10	NPO法人ハッピータウン （共同生活援助事業所）理事	いま い あきら 今 井 晃	
11	りら（相談支援事業所）センター長	もと い あき のり 元 井 昭 紀	
12	地域生活支援センターあ〜ち （広域相談支援体制整備事業受託事業所）	わた なべ まつ のぶ 渡 辺 松 伸	地域づくり コーディネーター
13	空知・地域づくりコーディネーター	さか した まこと 坂 下 慎	

事務局

事 務 局	氏 名
保健福祉課長	はた の かず ひこ 秦 野 加寿彦
保健福祉課主幹（福祉・子育て担当）	お の でら 小野寺 さゆり
保健福祉課福祉・子育てグループ主査	で みなみ りき 出 南 力
保健福祉課福祉・子育てグループ	ひ の こと え 日 野 琴 絵
保健福祉課福祉・子育てグループ	さか ぐち じゅん こ 坂 口 潤 子

第5次障がい者福祉計画の策定経過

【平成28年度】

H28年12月26日	第2回 栗山町障がい者自立支援協議会 第5次障がい者福祉計画策定に向けた研修会及び意見交換① 「地域の相談支援体制の充実に向けて」 （空知・地域づくりコーディネーター 渡辺氏）
H29年3月16日	第3回 栗山町障がい者自立支援協議会 第5次障がい者福祉計画策定に向けた研修会及び意見交換② 「地域の就労支援体制の充実に向けて」 （空知しょうがい者就業・生活支援センター 西村センター長）

【平成29年度】

H29年8月24日	第4回 栗山町障がい者自立支援協議会（第1回策定委員会） ○栗山町障がい者福祉計画の概要について ○策定スケジュールについて ○相談支援体制等の充実に向けて ○新たな基金（助成）事業の創設に向けて ○第4次計画の検証（取組状況等）について
H29年9月29日 ～10月5日	各事業所及び関係団体からの意見聴取（5団体・6事業所） ○町福祉施策、障がい福祉サービスの種類・内容等について ○各事業所における事業展開予定について ○各事業所及び各団体の課題、町への要望事項等について
H29年12月1日	第5回 栗山町障がい者自立支援協議会（第2回策定委員会） ＜計画案に基づく協議＞ ○計画の基本的な考え方について ○栗山町の障がい者の現状について ○計画推進の理念・目標について ○障がい者福祉施策の展開について
H29年12月22日	第6回 栗山町障がい者自立支援協議会（第3回策定委員会） ＜計画案に基づく協議＞ ○計画の基本的な考え方について ○栗山町の障がい者の現状について ○計画推進の理念・目標について ○障がい者福祉施策の展開について
H30年2月14日 ～2月26日	計画案に対する意見公募（パブリック・コメント）
H30年2月27日	自立支援協議会委員（策定委員）への報告（計画最終案）

資料2 難病（特定疾患）の用語解説

1) 国指定疾患

疾患名	概要・症状等
球脊髄性筋萎縮症	脳の一部や脊髄の運動神経細胞の障がいにより、発語をしたり、飲み込んだりするときを使う筋肉や舌の筋肉、さらには手足の筋肉が萎縮（やせること）する病気。
筋萎縮性側索硬化症	筋肉そのものの病気ではなく、筋肉を動かし、かつ運動をつかさどる神経（運動ニューロン）だけが障がいをうけ、脳から「手足を動かせ」という命令が伝わらなくなることにより、力が弱くなり、手足・のど・舌の筋肉や呼吸に必要な筋肉がだんだんやせて力がなくなっていく病気。
進行性核上性麻痺	脳の中の大脳基底核、脳幹、小脳といった部位の神経細胞が減少し、転びやすくなったり、下方を見ることがしにくい、話しにくい、飲み込みにくいといった症状がみられる疾患。
パーキンソン病 関連疾患	四大症状は（１）安静時のふるえ、（２）筋強剛（筋固縮）、（３）動作緩慢、（４）姿勢反射障がいです。このほか（５）同時に二つの動作をする能力が低下し、（６）自由な速さのリズムが作れなくなる。など、動作が遅いのみならず、動きそのものが少なくなる。
重症筋無力症	末梢神経と筋肉の接ぎ目（神経筋接合部）において、脳の命令によって神経側から遊離される神経伝達物質（アセチルコリン）の筋肉側の受け皿（アセチルコリン受容体）が自己抗体により攻撃される自己免疫疾患。
多発性硬化症／視神経脊髄炎	中枢神経系の脱髄疾患の一つで、神経細胞から出る細い電線のような神経の線を被っている髄鞘が壊れて中の神経がむき出しになる病気。視神経と脊髄だけではなく、脳にも病変を呈する場合や、脊髄もしくは視神経だけに病変が出る場合など様々なパターンがある。
多系統萎縮症	・線条体黒質変性症（筋固縮、無動（動作緩慢、動作の減少）、姿勢反射障がいなどのパーキンソニズムが中心で、安静時振戦は少ない。） ・オリブ橋小脳萎縮症（中年以降に発病する弧発性疾患で、遺伝性はない。小脳性運動失調が前景に現れ、経過とともにパーキンソニズム、自律神経症状を呈する。） ・シャイ・ドレガー症候群（自律神経症状が主要な症状であり、それに加えて小脳性運動失調、錐体外路症状としてのパーキンソン症状などを現わします。自律神経症状としては、起立性低血圧、発汗異常、排尿障がい、インボテンス、便秘などをきたす。初発症状としては、陰萎、排尿障がい、起立性低血圧など）
脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）	歩行時のふらつきや、手の震え、ろれつが回らない等を症状とする神経の病気。動かすことは出来るのに、上手に動かすことが出来ないという症状で、主に後頭部の下側にある小脳の一部が病気になったときに現れる。
もやもや病(ウィリス動脈輪閉鎖症)	日本人に多発する原因不明の進行性脳血管閉塞症であり、脳血管撮影検査で両側の内頸動脈終末部に狭窄ないしは閉塞とその周囲に異常血管網を認める。無症状（偶然発見）のものから一過性ないしは固定性の神経症状を呈するものまで症状は軽重・多岐にわたる。
アミロイドーシス	アミロイドと呼ばれるナイロンに似た線維状の異常蛋白質が全身の様々な臓器に沈着し、機能障がいをおこす病気の総称で、複数の臓器にアミロイドが沈着する全身性のものと、ある臓器に限局してアミロイドが沈着する限局性のものに分けられる。
神経線維腫症	・神経線維腫症Ⅰ型（レックリングハウゼン病）皮膚にできる色素斑（しみ）、皮膚の神経線維腫、目、骨の病変。神経線維腫は、皮膚や、皮膚より下の組織にできる良性腫瘍で、神経性の細胞や線維性の組織、非常に細い血管などからできており、生まれたときにはなく、思春期頃から少しずつできてくる。 ・神経線維腫症Ⅱ型（各種の中枢神経腫瘍が生じ、最も多い腫瘍は神経鞘腫で、聴神経鞘腫はほとんどの方に、脊髄神経鞘腫も多くの方に見られ、三叉神経鞘腫もしばしば伴う。）

天疱瘡	自分の上皮細胞を接着させる分子に対する抗体により、皮膚や粘膜に水疱（みずぶくれ）やびらんを生じる自己免疫性水疱症。
膿疱性乾癬	「乾癬（かんせん）」という皮膚病の中で、発熱や皮膚の発赤などとともに「膿疱（のうほう～皮膚に膿がたまったもの）」がたくさん出現する病型を「膿疱性乾癬」と呼び、皮疹は体の一部（手足など）に限局する場合や、全身に出現することもあり、全身に出現する場合には「汎発性膿疱性乾癬」と呼ばれ、症状が重くなる。
顕微鏡的多発血管炎	腎臓、肺、皮膚、神経などの臓器に分布する小型血管（顕微鏡で観察できる太さの細小動・静脈や毛細血管）の血管壁に炎症をおこし、出血したり血栓を形成したりするために、臓器・組織に血流障がいや壊死がおこり臓器機能が損なわれる病気。
悪性関節リウマチ	全身血管炎型では既存の関節リウマチによる多発関節痛に、発熱(38℃以上)、体重減少を伴って皮下結節、紫斑、筋痛、筋力低下、間質性肺炎、胸膜炎、多発単神経炎、消化管出血、強膜炎などの全身の血管炎にもとづく症状がかなり急速に出現する。型動脈炎型では皮膚の潰瘍、梗塞、又は四肢先端の壊死や壊疽を主症状とする。
バージャー病	四肢の末梢血管に閉塞をきたす疾患で、その結果、四肢や指趾の虚血症状（血液が十分供給されないためにおこる組織の低酸素症状）が起こる病気で、手足の動脈が閉塞して、その結果虚血症状がおこる。
全身性エリテマトーデス	全身のさまざまな場所に、皮膚に狼に噛まれた痕のような赤い紅斑が出来、発熱、全身倦怠感などの炎症を思わせる症状と、関節、皮膚、内臓などのさまざまな症状が一度に、あるいは次々に多彩な症状を引き起こす。
皮膚筋炎／多発性筋炎	筋肉の炎症により、筋肉に力が入りにくくなったり、疲れやすくなったり、痛んだりする病気。手指の関節背側の表面ががさがさとして盛り上がった紅斑（ゴットロン丘疹）、肘関節や膝関節外側のがさがさした紅斑（ゴットロン徴候）、上眼瞼の腫れぼったい紅斑（ヘリオトロープ疹）などの特徴的な皮膚症状がみられたりする。皮膚や筋肉以外に肺に症状を起こしやすい。
強皮症	強皮症には全身性強皮症と限局性強皮症があり、全身性強皮症は皮膚や内臓が硬くなる変化（硬化あるいは線維化といいます）が特徴で、限局性強皮症は皮膚のみの病気で、内臓を侵さない病気で、手足の腫れやこわばりがみられたり、皮膚に色素異常などがみられる。
混合性結合組織病	全身性エリテマトーデス（SLE）様、強皮症様、多発性筋炎様の症状が混在し、かつ血清中に抗U1-RNP抗体が高値で検出される病気で、手足の蒼白化、しびれ、関節炎、皮膚の硬化、食道機能低下等がある。
シェーグレン症候群	涙腺と唾液腺を標的とする臓器特異的自己免疫疾患であり、全身の臓器病変を伴う全身性の自己免疫疾患である。
ベーチェット病	口腔粘膜のアフタ性潰瘍、外陰部潰瘍、皮膚症状、眼症状の4つの症状を主症状とする慢性再発性の全身性炎症性疾患。
突発性心筋症 （うっ血型）	原因不明の心筋疾患であり、著しい心筋の肥大を形成する肥大型心筋症と心内腔の著明な拡大と高度な収縮不全を呈する拡張型心筋症に大別される。左心不全による低心拍出状態と肺うっ血や不整脈による症状を特徴とし、病期が進行すると両心不全による臨床症状をきたす。
再生不良性貧血	血液中の白血球、赤血球、血小板のすべてが減少する疾患で、この状態を汎血球減少症と呼びます。血球は骨髄で作られますが、骨髄組織は脂肪に置き換わることが多く、血球が作られないために貧血症状、感染による発熱、出血などが起こる。
特発性血小板減少性 紫斑病	血小板減少を来す他の明らかな病気や薬剤の服薬がなく血小板数が減少し、出血しやすくなる病気で、出血が止まりにくくなる。病気が起こってから6ヶ月以内に血小板数が正常に回復する「急性型」は小児に多く、6ヶ月以上血小板減少が持続する「慢性型」は成人に多い傾向にある。

原発性免疫不全症候群	先天的に免疫系のいずれかの部分に欠陥がある疾患の総称で、感染に対する抵抗力が低下する。重症感染のため重篤な肺炎、中耳炎、膿瘍、髄膜炎などを繰り返し、時に生命の危険を生じることもあり、中耳炎の反復による難聴、肺感染の反復により気管支拡張症などの後遺症を残すこともある。
IgA 腎症	検尿で血尿や蛋白尿を認め、腎臓の糸球体に免疫グロブリンの IgA という蛋白が沈着する病気で多くは慢性の経過をたどります。進行すると腎機能が低下し、高血圧の合併や腎不全に伴う症状がおこります。
多発性嚢胞腎	両方の腎臓にできた多発性の嚢胞が徐々に大きくなり、進行性に腎機能が低下する、頻度の高い遺伝性腎疾患です。
後縦靱帯骨化症	脊椎椎体の後縁を上下に連結し、脊柱を縦走する後縦靱帯が骨化し増大した結果、脊髄の入っている脊柱管が狭くなり、脊髄や脊髄から分枝する神経根が圧迫されて知覚障がいや運動障がい等の神経障がいを引き起こす病気。骨化する脊椎のレベルによってそれぞれ頸椎後縦靱帯骨化症、胸椎後縦靱帯骨化症、腰椎後縦靱帯骨化症と呼ばれる。
特発性大腿骨頭壊死症	大腿骨頭の一部が、血流の低下により壊死（骨が腐った状態ではなく、血が通わなくなつて骨組織が死んだ状態）に陥った状態。骨壊死が起こること（発生）と、痛みが出現すること（発症）、には時間的に差があり、骨壊死があるだけでは痛みはない。骨壊死に陥った部分が潰れることにより、痛みが出現するため、骨壊死はあっても、生涯にわたり痛みをきたさないこともある。
下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	額、鼻やあご、手足など体の先端が肥大する病気です。思春期までに発症すると巨人症になります。頭痛や高血圧、糖尿病、いびき、多汗などの症状を伴います。
サルコイドーシス	全身のいろいろな臓器（頻度が高いのは両側肺門リンパ節、肺、眼、皮膚、唾液腺、心臓、神経、筋肉など）に、結核によく似た病巣を作る。罹患する臓器により、目のかすみ、視力低下、咳、呼吸苦、色々な皮膚の発疹、不整脈など、肉芽腫が出来た臓器の障がいとして出現する。
突発性間質性肺炎	さまざまな原因から肺胞壁に炎症をおこし、壁が厚く硬くなり（線維化）、呼吸をしてもガス交換ができにくくなる病気。肺病変ができていても多くは無症状で、乾性咳嗽と呼ばれる痰を伴わない空咳が初期症状。
網膜色素変性症	網膜に異常をきたす遺伝性、進行性の病気で、暗いところで物が見えにくくなったり（とりめ、夜盲）、視野が狭くなったりするような症状が最初に起こり、病気の進行とともに視力が低下する。
原発性胆汁性肝硬変	肝臓の中の小さな胆管が炎症により破壊されるため、胆汁が肝臓内に停滞し胆汁中の成分であるビリルビンが血管内に逆流し、全身の組織に黄色いビリルビンが沈着し黄疸が生じる。肝臓では、炎症と停滞した胆汁により次第に肝細胞が破壊されて線維に置換され、徐々に肝硬変へと進行する。
自己免疫性肝炎	慢性に経過する肝炎で肝細胞が障がいされます（血液検査にて AST や ALT が上昇します）。通常は自覚症状がないが、急性肝炎様には発症する際は、倦怠感、皮膚の黄染、食欲不振などの症状がみられる。
クローン病	主として若年者にみられ、口腔にはじまり肛門にいたるまでの消化管のどの部位にも炎症や潰瘍（粘膜が欠損すること）が起こりえますが、小腸と大腸を中心として特に小腸末端部が好発部位。非連続性の病変（病変と病変の間に正常部分が存在すること）を特徴とし、それらの病変により腹痛や下痢、血便、体重減少などが生じる。
潰瘍性大腸炎	大腸の粘膜（最も内側の層）にびらんや潰瘍ができる大腸の炎症性疾患。特徴的な症状としては、下血を伴う又は伴わない下痢とよく起こる腹痛、病変は直腸から連続的に、そして上行性（口側）に広がる性質があり、最大で直腸から結腸全体に広がる。

スタージ・ウェーバー 症候群	脳の表面を細かな血管が覆う軟膜血管腫と顔面の赤い痣、眼圧の上昇を特徴とする生まれつきの病気です。てんかん、発達障がい、運動麻痺、視力障がいなどの問題が生じる。
一次性ネフローゼ 症候群	尿に蛋白がたくさん出てしまうために、血液中の蛋白が減り（低蛋白血症）、その結果、むくみ（浮腫）が起こる疾患。糖尿病などの全身性疾患が原因でネフローゼ症候群をきたすものを二次性ネフローゼ症候群、明確な原因がないものを一次性ネフローゼ症候群と言う。
肺胞蛋白症（自己免疫性 又は先天性）	肺胞に蛋白様物質が貯留する病気。症状で最も多いのが、労作時呼吸困難（39%）、次いで呼吸困難と咳の合併（11%）、咳のみ（10%）、呼吸困難と咳と痰（2%）である。まれな症状としては、体重減少や発熱などがみられる。
ビタミンD抵抗性くる 病／骨軟化症	別名で低リン血症性くる病・骨軟化症と呼ばれる疾患である。このうち、成長軟骨帯閉鎖以前に発症するものをくる病と呼んでいる。くる病・骨軟化症は、骨石灰化障がいの特徴とする疾患であり、ビタミンD抵抗性くる病では、O脚やX脚などの骨変形、成長障がい、脊柱の湾曲などが生じる。

2) 道単独指定疾患

患 名	概要・症状等
突発性難聴	生来健康で耳の病気を経験したことのない人が、明らかな原因もなく、あるとき突然に通常一側の耳が聞こえなくなる病気。
難治性肝炎	B型、C型などの肝炎ウイルスの持続的な感染に伴う肝炎、肝硬変と考えられ、ウイルスの完全な除去は困難。
特発性間質性肺炎（特 例）	「呼吸」は吸った空気を、気道を介して肺の奥にある「肺胞」と呼ばれる部屋に運び、肺胞の薄い壁の中を流れる毛細血管中の赤血球に山荘を与えると同時に、二酸化炭素を取り出すガス交換をしています。間質性肺炎は、様々な原因からこの薄い肺胞壁に炎症をおこし、壁が厚く硬くなり、呼吸をしてもガス交換ができにくくなる病気。原因を特定できない間質性肺炎を「特発性間質性肺炎」という。

資料3 身体障害者障害程度等級表

身体障害者福祉法施行規則 別表第五号（第五条関係）

身体障害者障害程度等級表

等 別	視 覚 障 害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、 言語障害 又はそし やしく機能 の障害	肢 体 不 自 由	
		聴 覚 障 害	平衡機能 障 害		上 肢	下 肢
1 級	両眼の視力（万国式 試視力表によって測っ たものをいい、屈折異 常のある者について は、きょう正視力につ いて測ったものをい う。以下同じ。）の和 が0.01以下のもの				1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で 欠くもの
2 級	1 両眼の視力の和が 0.02以上0.04以下の もの 2 両眼の視野がそれ ぞれ10度以内でかつ 両眼による視野につ いて視能率による損 失率が95パーセント 以上のもの	両耳の聴力レベル がそれぞれ100デジ ベル以上のもの （両耳全ろう）			1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 1上肢を上腕の2分の1以上で 欠くもの 4 1上肢の機能を全廃したもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で 欠くもの
3 級	1 両眼の視力の和が 0.05以上0.08以下の もの 2 両眼の視野がそれ ぞれ10度以内でかつ 両眼による視野につ いて視能率による損 失率が90パーセント 以上のもの	両耳の聴力レベル が90デジベル以上の もの （耳介に接しなけれ ば大声語を理解し得 ないもの）	平衡機 能の極め て著しい 障害	音声機 能、言語 機能又は そしやしく 機能の喪 失	1 両上肢のおや指及びひとさし指 を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指 の機能を全廃したもの 3 1上肢の機能の著しい障害 4 1上肢のすべての指を欠くもの 5 1上肢のすべての指の機能を全 廃したもの	1 両下肢をショパール関節以上で欠 くもの 2 1下肢を大腿の2分の1以上で 欠くもの 3 1下肢の機能を全廃したもの
4 級	1 両眼の視力の和が 0.09以上0.12以下の もの 2 両眼の視野がそれ ぞれ10度以内のもの	1 両耳の聴力レベ ルが80デジベル以 上のもの （耳介に接しなけれ ば話語を理解し得 ないもの） 2 両耳による普通 話声の最良の語音 明瞭度が50パーセ ント以下のもの		音声機 能、言語 機能又は そしやしく 機能の著 しい障害	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃し たもの 3 1上肢の肩関節、肘関節又は手 関節のうちいずれかの1関節の機 能を全廃したもの 4 1上肢のおや指及びひとさし指 を欠くもの 5 1上肢のおや指及びひとさし指 の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて 1上肢の3指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて 1上肢の3指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて 1上肢の4指の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全 廃したもの 3 1下肢を下腿の2分の1以上で 欠くもの 4 1下肢の機能の著しい障害 5 1下肢の股関節又は膝関節の機 能を全廃したもの 6 1下肢が健側に比して10cm以上 又は健側の長さの10分の1以上短 いもの
5 級	1 両眼の視力の和が 0.13以上0.2以下の もの 2 両眼による視野 の2分の1以上が欠 けているもの		平衡機能 の著しい 障害		1 両上肢のおや指の機能の著しい 障害 2 1上肢の肩関節、肘関節又は手 関節のうちいずれかの1関節の機 能の著しい障害 3 1上肢のおや指を欠くもの 4 1上肢のおや指の機能を全廃し たもの 5 1上肢のおや指及びひとさし指 の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて 1上肢の3指の機能の著しい障害	1 1下肢の股関節又は膝関節の機 能の著しい障害 2 1下肢の足関節の機能を全廃し たもの 3 1下肢が健側に比して5cm以上 又は健側の長さの15分の1以上短 いもの
6 級	1 眼の視力が0.02以 下、他眼の視力が0.6 以下のもので、両眼 の視力の和が0.2を超 えるもの	1 両耳の聴力レベ ルが70デジベル以 上のもの（40セン チメートル以上の 距離で発声された 会話を理解し得 ないもの） 2 1側耳の聴力レ ベルが90デジベル 以上、他側耳の聴 力レベルが50デジ ベル以上のもの			1 1上肢のおや指の機能の著しい 障害 2 ひとさし指を含めて1上肢の2 指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて1上肢の2 指の機能を全廃したもの	1 1下肢をリスフラン関節以上で 欠くもの 2 1下肢の足関節の機能の著しい 障害
7 級					1 1上肢の機能の軽度の障害 2 1上肢の肩関節、肘関節又は手 関節のうちいずれかの1関節の軽 度の障害 3 1上肢の手指の機能の軽度の障 害 4 ひとさし指を含めて1上肢2指 の機能の著しい障害 5 1上肢のなか指、くすり指及び 小指を欠くもの 6 1上肢のなか指、くすり指及び 小指の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指の著しい障 害 2 1下肢の機能の軽度の障害 3 1下肢の股関節、膝関節又は足 関節のうち、いずれか1関節の機 能の軽度の障害 4 1下肢のすべての指を欠くもの 5 1下肢のすべての指の機能を全 廃したもの 6 1下肢が健側に比して3cm以上 又は健側の長さの20分の1以上短 いもの
備 考	1. 同一の等級について二つの重複する障害がある場合には、1級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せ られているものは、該当等級とする。 2. 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。 3. 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることが出来る。					

身体障害者障害程度等級表

等 別	肢 体 不 自 由			心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害						
	体 幹	乳児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害	上肢機能 移動機能	心 臓 機能障害	じん臓 機能障害	呼 吸 器 機能障害	ぼうこう又は 直 腸 の 機能障害	小 腸 機能障害	ヒト免疫不全 ウイルスによる 免疫機能障害	肝 臓 機能障害
1 級	体幹の機能 障害により坐 っていること ができないもの	不随意運 動・失調等 により上肢 を使用する 日常生活活動 がほとんど不 可能なもの	不随意運 動・失調等 により歩行 が不可能な もの	心臓の機能 の障害により 自己の身の 日常生活活動 が極度に制限 されるもの	じん臓の機 能の障害によ り自己の身の 日常生活活動 が極度に制限 されるもの	呼吸器の機 能の障害によ り自己の身の 日常生活活動 が極度に制限 されるもの	ぼうこう又は 直腸の機能 の障害により 自己の身の 日常生活活動 が極度に制限 されるもの	小腸の機能 の障害により 自己の身の 日常生活活動 が極度に制限 されるもの	ヒト免疫不 全ウイルスに よる免疫の機 能障害により 日常生活がほ とんど不可 能なもの	肝臓の機能 の障害により 日常生活活動 がほとんど不 可能なもの
2 級	1 体幹の機 能障害によ り坐位又は 起立位を保 つことが困 難なもの 2 能障害によ り立ち上が ることが困 難なもの	不随意運 動・失調等 により上肢 を使用する 日常生活活動 が極度に制 限されるもの	不随意運 動・失調等 により歩行 が極度に制 限されるもの						ヒト免疫不 全ウイルスに よる免疫の機 能障害により 日常生活が極 度に制限され るもの	肝臓の機能 の障害により 日常生活活動 が極度に制限 されるもの
3 級	体幹の機能 障害により歩 行が困難な もの	不随意運 動・失調等 により上肢 を使用する 日常生活活動 が著しく制 限されるもの	不随意運 動・失調等 により歩行 が家庭内 の日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能 の障害により 家庭内での日 常生活活動が 著しく制限 されるもの	じん臓の機 能の障害によ り家庭内での 日常生活活動 が著しく制限 されるもの	呼吸器の機 能の障害によ り家庭内での 日常生活活動 が著しく制限 されるもの	ぼうこう又は 直腸の機能 の障害により 家庭内での日 常生活活動が 著しく制限 されるもの	小腸の機能 の障害により 家庭内での日 常生活活動が 著しく制限 されるもの	ヒト免疫不 全ウイルスに よる免疫の機 能障害により 日常生活が著 しく制限され るもの（社会 での日常生活 活動が著しく 制限されるもの を除く）	肝臓の機能 の障害により 日常生活活動 が著しく制限 されるもの（社会 での日常生活 活動が著しく 制限されるもの を除く。）
4 級		不随意運 動・失調等 により上肢 の機能障害 により社会 での日常生活 活動が著しく 制限されるもの	不随意運 動・失調等 により社会 での日常生活 活動が著しく 制限されるもの	心臓の機能 の障害により 社会での日常 生活活動が著 しく制限され るもの	じん臓の機 能の障害によ り社会での日 常生活活動が 著しく制限され るもの	呼吸器の機 能の障害によ り社会での日 常生活活動が 著しく制限され るもの	ぼうこう又は 直腸の機能 の障害により 社会での日常 生活活動が著 しく制限され るもの	小腸の機能 の障害により 社会での日常 生活活動が著 しく制限され るもの	ヒト免疫不 全ウイルスに よる免疫の機 能障害により 社会での日常 生活活動が著 しく制限され るもの	肝臓の機能 の障害により 社会での日常 生活活動が著 しく制限され るもの
5 級	体幹の機能 の著しい障害	不随意運 動・失調等 により上肢 の機能障害 により社会 での日常生活 活動に支障 があるもの	不随意運 動・失調等 により社会 での日常生活 活動に支障 があるもの							
6 級		不随意運 動・失調等 により上肢 の機能の劣 るもの	不随意運 動・失調等 により移動 機能の劣る もの							
7 級		上肢に不 随意運動・ 失調等を有 するもの	下肢に不 随意運動・ 失調等を有 するもの							
備 考	4. 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第1指骨間関節以上を欠くものをいう。 5. 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害を含むものとする。 6. 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。 7. 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。									

資料4 第4次障がい者福祉計画の施策実施状況等について

1 社会参加と地域支援体制の充実

(1) 相談支援体制の構築

- 専門職員（社会福祉士、精神保健福祉士等）と連携した相談支援体制の充実
- 地域自立支援協議会の設置による関係者間のネットワークを構築

主な取組	内 容	実施状況・今後の課題等
①基幹相談支援センターの設置	保健師、社会福祉士、精神保健福祉士、障がい者相談員による相談・支援を推進します。	・障がい福祉事務担当者が中心となり、一部、専門職との連携により相談対応を行った。 ・さらなる専門的な相談支援体制が必要。
②地域自立支援協議会の設置	基幹相談支援センターと連携し、支援体制の推進を図ります。	・H28.1.29 設置、H27～H28 年度で3回開催。
③成年後見制度の利用促進	成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者または精神障がい者に対して、成年後見制度の利用を支援し、権利擁護を図ります。	・H28 年度1件の実績（成年後見人）。 ・普及啓発（研修会等）については、高齢者・介護グループが、高齢者福祉分野に併せて実施している。

(2) 関係団体支援とネットワーク体制の強化

- 団体活動の支援
- 行政・地域・ボランティア団体の連携強化

主な取組	内 容	実施状況・今後の課題等
①障がい者福祉団体への支援	「栗山町身体障害者福祉協会」への補助金助成、福祉活動への協力を図ります。	・平成27年度に、障害者手帳所持者に対する協会への入会案内送付の支援を行い、若干の新規入会につながった。
②ボランティア連絡協議会との連携	栗山リーディングサービス「とらいあんぐる」「くりやま手話の会」との連携を図ります。	・継続的に声の広報発行と、手話通訳者の派遣を行った。

(3) 障がいのある方の自立の推進

- 町民の障がいに対する理解、共生している意識の形成
- 交流学习やボランティア教育を通じて共に学ぶ教育の推進

主な取組	内 容	実施状況・今後の課題等
①保育所・学校における障がい者福祉施設への訪問	私立保育園・小学校で、障がい者福祉施設への訪問事業を実施します。	・保育園及び各小学校の活動の一環として、障がい者福祉施設を訪問。 ・障がいへの理解、差別・誤解の解消のため今後も取組の充実が必要。

②障がい者福祉制度 ガイドブック発行	障がい（身体・知的・精神）別に福祉制度ガイドブックを作成し、手帳交付時等に配付します。	・継続実施。今後、さらなる充実のため、町内及び近隣の事業所・団体情報等の掲載を行うなど見直しが必要。
③ホームページ活用	町ホームページの健康・福祉の障がい者サービスに掲載し、情報提供をします。	・継続実施。②と併せて、掲載情報の精査と充実が必要。

（４）情報提供の充実

○情報のバリアフリー促進

○手話通訳者の派遣と視覚に障がいのある方へ定期的に情報提供

主な取組	内 容	実施状況・今後の課題等
①拡大読書器・助聴器の貸出及び設置	役場窓口に設置し、拡大読書器・助聴器の貸出を行います。	・貸出実績なし ・機器老朽化等の現状を踏まえ、今後の更新等を検討。
②手話通訳派遣事業	北海道ろうあ連盟に委託し、事業実施を図ります。	・現在利用者１名。通訳者の養成が必要。
③声の広報による 情報提供支援	毎月、栗山リーディングサービス「とらいあんぐる」が主体となり声の広報による情報提供をします。（町広報・議会だより）	・継続実施。録音機老朽化のため、機器更新が必要。

（５）交流事業の充実

○障がいのある方の交流の場づくり、互いの理解を深める機会の拡大

主な取組	内 容	実施状況・今後の課題等
①「ふれあいレクリエーション」事業推進	「ふれあいレクリエーション」事業のバス借上料を助成します。	・毎年度、継続的に実施した。
②「ふれあい広場」開催への支援・協力	町・ボランティア団体等が支援・協力をします。	・毎年度、継続的に実施した。
③スポーツ・交流事業の促進	北海道身体障害者スポーツ振興協会主催（道）の各種スポーツ大会参加の促進を図ります。	・空知地区スポーツ大会（夏季）に参加。 ・今後、さらに障がい児・者が、多様なスポーツを体験する機会づくりが必要。

2 地域生活環境の整備

(1) 住宅環境の整備

- バリアフリー対策、住宅の確保、除雪対策の推進
- 社会福祉法人等民間の事業展開を支援し、共同住居等の整備の推進

主な取組	内 容	実施状況・今後の課題等
①バリアフリーの啓発推進	日常生活用具給付等事業（住宅改修）活用の啓発を図ります。	・相談ケースに応じ、継続的に実施した。
②公営住宅における障がいのある方への優先的入所	バリアフリー対応の町営住宅は、障がい者、高齢者の個々の状況に応じた対応を図ります。	・相談ケースに応じ、継続的に実施した。
③除雪サービスの実施	障がい者の除雪サービスの充実を図ります。	・利用実績無し。 ・対象要件の見直しを行うとともに、今後も相談ケースに応じて随時対応する。
④共同生活援助（グループホーム）利用に関する支援	グループホームの利用相談・案内等による支援を行います。	・相談支援事業所等と連携し、随時、相談対応を行った。

(2) 雇用・就労の支援

- 関係機関と連携した就労に関する相談体制の充実

主な取組	内 容	実施状況・今後の課題等
①就労相談窓口の充実	空知しょうがい者就業・生活支援センター「ひびき」等関係機関と連携し、就労に関する相談体制の充実を図ります。	・随時、相談対応を行った。基幹相談支援センター機能の充実に併せて就労支援体制の強化を図る必要がある。
②障がい者就労施設等からの物品等の調達推進	栗山町障がい者就労施設等からの物品等の調達方針に基づき推進します。	・リサイクルセンター業務の一部委託を実施。 ・今後、役場各課に優先調達を積極的に働きかけるなど、取組の充実が必要。
③知的障がい者職親委託制度の活用	職親委託制度の効率的活用の工夫と障がいのある方の雇用受入職親の拡大と委託制度事業の活用へ繋がります。	・利用実績無し。 ・今後、事業実施の必要性も含め、抜本的な見直しが必要。

(3) 保健・医療サービスの充実

○健康相談、健診事後指導等の保健サービスの充実

主な取組	内 容	実施状況・今後の課題等
①健診体制の充実	生活習慣病予防のための特定健診等の充実を図ります。	・健康推進グループと連携し、継続的に実施した。
②定例健康相談・健診事後指導の充実	定例の健康相談、健診事後指導等の保健サービスの充実を図ります。	・健康推進グループと連携し、継続的に実施した。

(4) 移動・交通対策の充実

○外出の支援による社会参加の促進等

主な取組	内 容	実施状況・今後の課題等
①福祉ハイヤー利用料金助成事業	下肢・体幹機能・視覚障がい1級又は2級・重度の知的障がい者（児）、町内で人工透析療法を受けている腎機能障がいを持つ人を対象に年24枚（1枚初乗料金）のチケットの助成を行います。	・H28年度実績 40名 ・継続的に実施した。
②移動支援事業	室外での移動に困難な障がいのある方に、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活や社会参加を促します。	・H28年度実績 14名 ・継続的に実施した。
③特定疾患等通院費助成	特定疾患のため治療を要する人、及びこれらの介護者に対し、通院に要する交通費及び介護に要する宿泊料の一部を助成します。（助成額は公共交通機関換算の1/2）	・H28年度実績 39名 （特定疾患 31、名人工透析 8名） ・継続的に実施した。

(5) 防犯・防災対策の充実

○自動消火器・火災警報器等の日常生活用具の給付

○緊急通報装置の設置促進

主な取組	内 容	実施状況・今後の課題等
①日常生活用具給付事業の実施	日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。	・H28年度実績 48件 ・継続的に実施した。
②緊急通報装置の設置促進	障がいのある方に対して、緊急時や急病時に消防署への連絡が行われる緊急通報装置の設置を促進します。	・H28年度実績 1件 ・継続的に実施した。
③避難行動要支援者の避難誘導體制の整備、推進	避難行動要支援者の名簿登録と避難支援関係者への情報提供の充実を図ります。	・高齢者福祉分野と連携し、継続的に実施した。
④電話サービスの利用促進	障がいのある方に対して、電話サービス事業による定期的な安否確認体制の推進を図ります。	・4名登録（町社会福祉協議会事業） ・継続的に実施した。

3 療育・教育の充実

(1) 妊娠期から乳児期の支援・相談体制の充実

- 母親教室や家庭訪問を通した健康に関する指導・啓発の推進
- 乳幼児健診や健康教育を通した子どもの発達と保護者の支援

主な取組	内 容	実施状況・今後の課題等
①母親教室などにおける指導・啓発の推進	母親教室・両親教室を実施し、指導啓発の推進を図ります。	・健康推進グループと連携し、継続的に実施した。
②乳幼児健診・健康教育事業の充実	乳幼児健診や健康相談等を通じて、子どもの発達状況の確認や保護者への支援をします。	・健康推進グループと連携し、継続的に実施した。

(2) 幼児期の支援体制の充実

- 発達の遅れに対しての早期発見・早期療育の推進
- 児童一人ひとりの特性、成長段階に応じた必要な療育支援の実施

主な取組	内 容	実施状況・今後の課題等
①子ども発達サポートセンター事業の充実	発達のおくれの早期発見・早期療育を行い、運動や遊びを通して基本的な生活習慣指導及び集団生活の適応訓練を提供し、子どもの発達を支援します。	・H28年度実績 52 名（通所） ・年々利用者が増加傾向にある中保護者の就労ニーズ等にも対応するため、民間事業所の設置促進など、療育環境の充実が必要。
②子育て支援センター事業の充実	保護者の子育ての負担感等の緩和と子ども達の健全な成長を図り、安心して子育てができる環境整備ときめ細やかな子育て支援サービスを提供します。	・H27 年 8 月より移設オープン ・利用登録 320 名（H28 年度実績） ・継続的に実施した。

(3) 学齢期の学校教育の充実

- 小中学校への特別支援教育支援員配置など教育環境の充実
- 福祉についての総合学習の機会確保

主な取組	内 容	実施状況・今後の課題等
①特別支援教育支援員の配置など教育環境の充実	小中学校に特別支援教育支援員を配置し、教育環境の充実を図ります。	・栗小 4 名、角小 1 名、継小 2 名、栗中 1 名 ・継続的に実施した。
②総合学習における福祉教育の実施	小中学校での総合学習に福祉教育を実施します。	・小学校及び高校において福祉学習（車椅子体験等）を実施。 ・さらなる学習機会の充実が必要。

(4) 保護者に対する支援・相談体制の整備

- ニーズに応じた計画相談・指導を行える体制づくり
- 児童の療育・医療サービス利用の負担軽減

主な取組	内 容	実施状況・今後の課題等
①相談支援事業の実施	児童通所支援を利用する前の相談、利用計画の作成、モニタリングを実施し、必要に応じたサービス提供体制を整備します。	・ H28 年度実績 54 名対象 ・ 継続的に実施した。
②栗山町子ども発達・療育支援事業の実施	サポートセンター通所利用料、医療・療育センターに係る費用、つみき園（岩見沢市）通園利用料の一部費用の助成をします。	・ H28 年度実績 54 名対象 ・ 継続的に実施したが、対象医療機関の見直しが必要。

(5) 関係機関との連携体制の整備

- 個別の支援計画（栗っ子ファイル）等の引継ぎが円滑に行われるよう相互の連携を促進
- 早期からの教育相談・支援の充実

主な取組	内 容	実施状況・今後の課題等
①関係機関との連携	要保護児童対策会議、就学指導連絡会、特別支援教育推進協議会等、関係機関との連携を図ります。	・ 継続的に実施した。
②療育研修会の開催	療育研修会を年 1 回実施します。	・ 継続的に実施した。

第 5 次 栗山町 障がい者福祉計画

平成 30 年 3 月

発行 栗山町

編集 栗山町保健福祉課

〒069-1512 夕張郡栗山町松風 3 丁目 252 番地

TEL : (0123) 73-2222 FAX : (0123) 73-2266

[http : www.town.kuriyama.hokkaido.jp](http://www.town.kuriyama.hokkaido.jp)